

写 平成 28 年第 2 回定例会

(7 月 26 日招集)

町議会会議録

益城町議会

平成28年第2回益城町議会定例会会議録

1. 平成28年7月26日午前10時00分招集
2. 平成28年7月26日午前10時00分開会
3. 平成28年7月26日午後6時25分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町役場玄関前ユニットハウス
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 報告第1号 平成27年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 日程第4 報告第2号 平成27年度益城町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 日程第5 報告第3号 益城町土地開発公社の経営状況の報告について
 - 日程第6 議案第33号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第2号 平成27年度益城町一般会計補正予算（第6号）
 - 日程第7 議案第34号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第3号 平成27年度益城町介護保険特別会計補正予算（第4号）
 - 日程第8 議案第35号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第4号 平成27年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第4号）
 - 日程第9 議案第36号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第5号 益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第10 議案第37号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第6号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第11 議案第38号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第7号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第12 議案第39号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第8号 益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第13 議案第40号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第9号 益城町立幼稚園保育料等条例の一部を改正する条例の

制定について

- 日程第14 議案第41号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第10号 平成28年度益城町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第42号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第11号 平成28年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第43号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第12号 平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第44号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第13号 平成28年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第45号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第14号 平成28年度益城町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第46号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第15号 益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第47号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第16号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第48号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第17号 平成28年熊本地震による被災者に対する益城町税等の減免に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第49号 平成28年度益城町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第50号 平成28年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第51号 平成28年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第52号 平成28年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第53号 益城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第1 議員提出第7号 議案第49号「平成28年度益城町一般会計補正予算（第3号）」に対する修正案について
- 追加日程第2 議員提出第8号 災害復興特別委員会の設置について
- 日程第27 議員提出第4号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書
- 日程第28 議員提出第5号 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書
- 日程第29 議員提出第6号 行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書
- 日程第30 議員派遣の件

7. 出席議員（18名）

1番 上村幸輝君	2番 下田利久雄君	3番 富田徳弘君
4番 松本昭一君	5番 榮正敏君	6番 中川公則君
7番 吉村建文君	8番 野田祐士君	9番 宮崎金次君
10番 坂本貢君	11番 寺本英孝君	12番 坂田みはる君
13番 石田秀敏君	14番 中村健二君	15番 竹上公也君
16番 渡辺誠男君	17番 荒牧昭博君	18番 稲田忠則君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 堀部博之

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	政策審議監	門崎博幸君
教育長	森永好誠君	会計管理者	田中秀一君
総務課長	森田茂君	復興課長	中桐智昭君
企画財政課長	藤岡卓雄君	税務課長	緒方潔君
住民生活課長	森部博美君	環境衛生課長	河内正明君
こども未来課長	坂本祐二君	健康づくり推進課長	安田弘人君
福祉課長	木下宗徳君	福祉課審議員	姫野幸徳君
いきいき長寿課長	後藤奈保子君	農政課長	森本光博君
建設課長	坂本忠一君	都市計画課長	杉浦信正君
学校教育課長	福岡廣徳君	生涯学習課長	高森修自君
下水道課長	水上眞一君	水道課長	荒木栄一君

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

平成28年第2回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆さん方には、地震の対応に大変お忙しい中に御出席いただきましてありがとうございます。

議員定数18名、出席議員18名であります。

これより、平成28年第2回益城町議会定例会を開会いたします。

今回の平成28年熊本地震により被災された皆様に対して、町議会として心よりお見舞い申し上げます。

また、お亡くなりになりました皆さんの御冥福を祈り、黙禱をささげたいと思います。全員起立をお願いいたします。

黙禱。

(黙禱)

○議長(稲田忠則君) 黙禱、終わります。御着席をお願いいたします。

次に、会議規則第3条3項の規定により、議長において議席を変更いたします。

議場の変更に伴い、議員の議席は、ただいま着席のとおり変更いたします。

諸般の報告、まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは日程に従い、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(稲田忠則君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、8番野田祐士議員、16番渡辺誠男議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長(稲田忠則君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は1日間とすることに決定しました。

日程第3 報告第1号 平成27年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長(稲田忠則君) 日程第3、報告第1号「平成27年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 皆さん、おはようございます。平成28年第2回の益城町議会定例会開会に当たり一言御挨拶を申し上げて、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、このたびの熊本地震により亡くなられた全ての方の御冥福をお祈りします。また、被災された全ての皆様に対して、心からお見舞いを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、自ら被災されている方もいるにもかかわらず、日夜地域のために活動されていることに対し、心からお礼を申し上げます。

また、傍聴席には早朝からわざわざお越しいただきまして、本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

7月24日に、熊本地震から100日の節目に合わせて慰霊祭を開き、遺族の皆様、議員の皆様、町民の皆様、蒲島知事をはじめとした来賓の皆様など、約400名の皆様に参列をしていただきました。

震災前より災害に強い町、安心安全な町をつくっていくことが、亡くなられた皆様に対する最大の供養と考えておりますので、町民の皆様、議会、そして、行政がしっかりと力を合わせて取り組むことが重要であると考えております。

震度7が2回、誰もが想像できないような地震が発生しました。当初は、人命第一で活動して、次に避難所の確保、そして、食料の確保に努めました。同時に、道路、上下水道などのインフラ整備に努めたところですが、その間、町民の皆様には大変不自由な暮らしを強いることになり、大変申しわけなく思っております。

次から次へとさまざまな課題が出てきていますが、その都度丁寧に対応してきたところです。現在は仮設住宅の建設、瓦れきの処理、国に対しての予算要望などに全力で取り組んでいるところです。

また、復興計画につきましても、今年をめどに策定予定です。既に校区の区長さん、仮設住宅入居の皆さんと意見交換会を実施しており、7月の28日から、地域ごとに益城中学校、益城町文化会館で意見交換会を実施する予定です。あわせて、全町民の皆さん方を対象にアンケート調査も実施します。やはり、まちづくりは町民の皆さんが主体でなければなりません。そういったことを踏まえ、町民の皆様方お一人お一人の思いを込めた計画にしたいと考えております。未来の益城町を構築するために、全町民、議会、そして、行政が一体となって策定できればと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、早速でございますが、報告事項から提案をさせていただきます。

報告第1号、平成27年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。繰越計算書をごらんください。

2款総務費1項総務管理費、情報セキュリティー強化対策費、翌年度繰越額1,800万円、マイナンバー関連システムをインターネットリスクから分離し、情報セキュリティー対策を抜本的に強化するため、国の補正予算で計上された交付金を財源に実施する事業、また、地方創生加速化交付金事業、翌年度繰越額4,104万8,000円、1億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として創設された交付金事業で、いずれも3月定例町議会において承認された事業の適正な事業期間を確保するために繰り越すものです。

3項戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業、翌年度繰越額811万1,000円、国からの個人番号通知カードの送付時期が遅れたことにより、適正な事業期間を確保するため繰り越すものです。

3款民生費2項児童福祉費、子どものための教育・保育事業、翌年度繰越額27万5,400円、4月から適用する保育料に関する国の制度改正が遅れたことにより、適正なシステム改修期間を確保するため繰り越すものです。

6款農林水産業費1項農業費、担い手確保経営強化支援事業、翌年度繰越額7,299万5,000円、

この事業において設定しました目標と、人・農地プランの目標との整合性を図るなどの調整及び変更の不測の日数を要したため繰り越すものです。また、青年就農給付金事業、翌年度繰越額300万円、国の補正予算に対応し、農業の将来を担う人材の育成、確保を一層推進する必要があることから、28年度採択の一部を27年度に前倒しして措置したもので、適正な事業期間を確保するために繰り越すものです。

10款教育費5項幼稚園費、就園奨励管理システム開発事業、翌年度繰越額7万4,520円、幼稚園就園奨励費補助に関する国の制度改正が遅れましたことにより、適正なシステム開発期間を確保するために繰り越すものです。

10款教育費7項保健体育費、総合運動公園園路増設工事、翌年度繰越額2,416万8,000円、電柱移設工事の調整に不測の日数を要したため繰り越すものです。

○議長（稲田忠則君） 報告が終わりました。

これより、報告第1号に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

報告第1号「平成27年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を終わります。

日程第4 報告第2号 平成27年度益城町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第4、報告第2号「平成27年度益城町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第2号、平成27年度益城町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、繰越計算書をごらんください。

1款事業費1項公共下水道費、特定環境保全下水道事業、翌年度繰越額1,414万6,000円、迂回路の確保が困難で、事業期間を延長する必要があるため繰り越すものです。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 報告が終わりました。

これより、報告第2号に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

報告第2号「平成27年度益城町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を終わります。

日程第5 報告第3号 益城町土地開発公社の経営状況の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第5、報告第3号「益城町土地開発公社の経営状況の報告について」を議題とし、報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第3号、益城町土地開発公社の経営状況の報告について御説明申し上げます。

まず、2ページをお開きください。平成27年度決算で、収益的収入の決算額合計は10万6,634円でございます。内訳としまして、1款事業収益2項附帯事業収益の6,000円は、保有土地賃貸料収益でございます。

2款事業外収益1項受取利息の10万634円は預金利息でございます。

3ページをごらんください。収益的支出では、2款販売費及び一般管理費のみの支出でございます。

支出総額9万8,300円で、内訳につきましては、4ページの明細書に記載しておりますので、ごらんください。

次に、5ページをお開きください。資本的収入、及び、6ページの資本的支出でございますが、収入支出ともにあっておりません。

8ページをお開きください。ここでは、平成27年度の損益計算書を載せております。平成27年度の経常利益としまして8,334円となり、平成27年度の純利益となっております。

9ページから10ページには、平成27年度の貸借対照表、11ページではキャッシュフロー計算書を載せておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、12ページをお開きください。4の財産目録といたしまして、平成28年3月31日現在の試算は、(1)の現金・預金が1億694万6,800円、(3)の公有用地が413万8,414円、2の固定資産といたしまして、(3)の投資その他の資金が550万円、出資金でございます。資産の部の合計が1億1,658万5,214円となります。

続いて、13ページをごらんください。負債の部でございますが、現在負債はございませんので、0円でございます。

差し引き正味財産は1億1,658万5,214円となります。

14ページから19ページには、附属明細表及び監査意見書を添付しておりますので、ごらんください。

次に、28年度の予算でございます。予算書の2ページを開きください。

平成28年度益城町土地開発公社予算、第1条、平成28年度益城町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。収入合計6万2,000円、支出合計50万3,000円となっております。なお、収益的収入が収益的支出に不足する額44万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するとなっております。

第3条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入が資本的支出に不足する額3,500万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填する。収入合計4,000円、支出合計3,500万4,000円となっております。

第4条、公社債の発行及び長期借入金の限度額は5,000万円と定める。

第5条、予算の実施上、適当かつ必要であるときは流用することができるものと定めております。詳細につきましては、3ページから7ページの予算に関する説明書に載せておりますので、ごらんください。

8ページからは、平成28年度の予定貸借対照表を載せております。

また、10ページからは、先ほどの平成27年度決算と内容が同じ物を載せておりますので、説明を省かせていただきます。

以上で、益城町土地開発公社の経営状況の報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 報告が終わりました。

これより、報告第3号に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

13番石田秀敏議員。

○13番（石田秀敏君） 13番石田です。

この報告書の中ですね、まず、6ページ、6ページに、27年度の決算の中で、公有用地取得費3,000万、決算額0で上がっております。そしてまた、28年度予算の中で、終わりのほうの7ページ、28年度予算の中で、この7ページで、再度公有用地取得費3,000万が上がっておりますが、ここは工事の予定箇所か何かあったんでしょうか。予定箇所があつとつたのであれば、その場所と目的を教えてくださいと思います。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。

13番石田議員の報告第3号に関する御質問にお答えします。

決算書の6ページで、1款資本的支出1項公有地取得事業費の3,000万についてでございます。28年度にも同じように計上しているが、予定はあるかという御質問でございますが、具体的な、どこを買うという予定は、今のところございません。例年こういう形で計上させていただいてまして、先ほど町長が申し上げたように、不足する部分は損益勘定の留保資金で充てるということになっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 石田議員、よろしいですか。

○13番（石田秀敏君） はい、よかです。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はございませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

報告第3号「益城町土地開発公社の経営状況の報告について」を終わります。

お諮りいたします。日程第6、議案第33号「専決処分報告並びにその承認を求めることについて」、専決第2号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から日程第26、議案第53号「益城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」までの21議案を一括議題としたいと思っております。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第33号「専決処分報告

並びにその承認を求めることについて」、専決第2号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から、日程第26、議案第53号「益城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」までの21議案を一括議題といたします。

-
- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第6 | 議案第33号 | 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第2号 平成27年度益城町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第7 | 議案第34号 | 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第3号 平成27年度益城町介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第8 | 議案第35号 | 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第4号 平成27年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第9 | 議案第36号 | 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第5号 益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第37号 | 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第6号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第38号 | 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第7号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第39号 | 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第8号 益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第40号 | 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第9号 益城町立幼稚園保育料等条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第41号 | 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第10号 平成28年度益城町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第42号 | 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第11号 平成28年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議案第43号 | 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第12号 平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第17 | 議案第44号 | 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第13号 平成28年度益城町水道事業会計補正予算（第1号） |

- 日程第18 議案第45号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第14号 平成28年度益城町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第46号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第15号 益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第47号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第16号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第48号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第17号 平成28年熊本地震による被災者に対する益城町税等の減免に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第49号 平成28年度益城町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第50号 平成28年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第51号 平成28年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第52号 平成28年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第53号 益城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（稲田忠則君） これより、提案理由の説明を求めます。
西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第33号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて。
地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分した次の事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求めます。

専決第2号、平成27年度益城町一般会計補正予算（第6号）。

平成28年7月26日提出、益城町長西村博則。

1 ページをお開きください。歳入歳出予算の補正、歳入歳出それぞれ6,838万1,000円を減額し、総額を109億6,810万9,000円、歳入歳出予算の補正、繰越明許費及び地方債の補正を、平成28年3月31日に専決処分しています。

2 から4 ページが、歳入歳出予算補正で、交付金及び補助金などの決定などによる歳入予算の増減、歳出予算は、事業費の確定及び入札残などによる不用額の減額、及び基金繰入金の減額等による財源組み替えが主なものです。

7 ページ以降が、歳入歳出予算の事項別明細書となっています。

5 ページが繰越明許費の一覧表、6 ページが地方債補正の一覧表で、起債限度額の変更をしています。

以上が、議案第33号でございます。

続きまして、議案第34号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した次の事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求めます。

専決第3号、平成27年度益城町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

平成28年7月26日提出、益城町長西村博則。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正、歳入歳出それぞれ25万4,000円を追加し、総額を28億1,712万2,000円、平成28年3月31日に専決処分しています。

6ページが歳入で、一般会計からの事務費繰入金25万4,000円、7ページが歳出で、介護保険低所得者対策事業費補助金33万9,000円の増額及び予備費の減額をしています。

以上が、議案第34号でございます。

続きまして、議案第35号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した次の事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求める。

専決第4号、平成27年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第4号）。

平成28年7月26日提出、益城町長西村博則。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正、歳入歳出それぞれ180万円を減額し、総額を12億6,414万3,000円、歳入歳出予算の補正、繰越明許費及び地方債の補正を、平成28年3月31日に専決処分しています。

2ページが歳入で、事業費の減による町債の減額、3ページが歳出で、事業費を減額しています。

6ページ以降が、歳入歳出補正予算の事項別明細書となっています。

4ページが繰越明許費で1,414万6,000円の繰り越し、5ページが地方債補正で、限度額の減額変更をしています。

以上が、議案第35号でございます。

続きまして、議案第36号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第5号、益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方税法の改正に伴い、町税条例などの一部を改正するものであります。

町税による改正事項としまして、延滞金の期限内納付の規定及び法人税割の税率の引き下げと、個人町民税の賦課額の変更規定、軽自動車税につきましても、日本赤十字社所有の非課税規定、環境性能割及び種別割の税率と減免の徴収及び申告に関する整備規定が主な改正内容となっております。

また、特定、一般医療薬品等購入費を支払った場合の町民税申告時の医療費控除の特例規定が改正内容となっております。

続きまして、議案第37号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第6号、益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、税条例の改正と同じく、地方税法の一部改正に伴い、国保税条例の改正を行ったものです。

主な改正の内容は、基礎課税額、医療給付費において、限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税限度額を17万から19万円に、それぞれ引き上げるものでございます。

また、所得の低い世帯に対する国保税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を26万円から26万5,000円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を47万円から48万円に引き上げ、軽減措置を拡充するものでございます。

続きまして、議案第38号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第7号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申し出に対する行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により改正された地方税法の規定の適用について、経過措置の明確化を図るため、改正するものでございます。

続きまして、議案第39号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第8号、益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、改正を行ったものです。

主な改正の内容は、別表第1の特定保育等に係る保育料について、市町村民税所得割課税額7万7,101円未満のひとり親世帯等の保育料を改正前の半額とするものです。そのために、D階層及びE階層にひとり親世帯等の区分と、新たにL階層を追加しております。

次に、別表第2の特定教育等に係る保育料についても、同じく市町村民税所得割課税額7万7,100円以下のひとり親世帯等の保育料を改正前の半額とするものです。そのために、D階層にひとり親世帯等の区分を追加しております。

続きまして、議案第40号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第9号、益城町立幼稚園保育料等条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、保育料に関する条例と同じく、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、改正を行ったものです。

主な改正の内容は、保育料表の平成28年度、平成29年度及び平成30年度以降について、市町村民税所得割課税額7万7,100円以下のひとり親世帯等の保育料について、改正前の優遇措置を拡充し、第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償とするものです。そのためD階層にひとり親世帯等の区分を追加しております。

次に、多子世帯における第2子、第3子以降の取り扱いについて、第何子かを決定する際の算定対象となる子どもについて、小学校3年生までとなっておりますが、市町村民税所得割課税額7万7,100円以下であるB階層からD階層までの世帯につきましては、年齢制限を撤廃するものです。

続きまして、議案第41号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした次の事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求める。

専決第10号、平成28年度益城町一般会計補正予算（第1号）。

平成28年7月26日提出、益城町長西村博則。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正、歳入歳出それぞれ108億7,694万2,000円を追加し、総額を220億4,147万9,000円、歳入歳出予算の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正を、平成28年4月15日に専決処分しています。

詳細につきましては、企画財政課長から説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。

私のほうから、議案第41号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明申し上げます。

専決第10号、平成28年度益城町一般会計補正予算（第1号）の1ページをお開きください。

平成28年度益城町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ108億7,694万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ220億4,147万9,000円とする。

第2条では債務負担行為について、また、第3条では地方債の補正を定めております。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成28年4月14日、益城町長西村博則。

次に、4ページをお開きください。第2表の債務負担行為の補正でございます。事項としまして、災害廃棄物処理業務委託料でございます。全体事業費75億300万円のうち、平成29年度の限度額を45億180万円としております。

次に、5ページでございます。第3表、地方債補正でございます。1、追加でございます。起債の目的、災害援護資金貸付債でございますが、上限350万円掛ける200人分の100%の限度額の計上でございます。

次の消防施設災害復旧事業債は、消防署訓練棟分で、限度額は補助裏に対する100%計上でございます。

次の農林水産業施設災害復旧事業債は、補助事業分が補助裏に対する90%、単独事業が事業費の65%の計上でございます。

次からの保育所災害復旧事業債、町営住宅災害復旧事業債、道路等災害復旧事業債、公立学校施設災害復旧事業債、公立社会教育施設災害復旧事業債、幼稚園災害復旧事業債、公立社会体育施設災害復旧事業債、災害廃棄物処理事業債、いずれも補助裏に対する100%計上でございます。起債の方法、利率、償還方法につきましては、ここに計上のおりでございます。

続きまして、8ページをお開きください。ここからが歳入になります。

12款地方交付税の特別交付税ですが、今回は災害廃棄物処理、それから、被災農業者向け機械購入、下水道関係自治体支援職員人件費分の計上となっております。

16款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金の災害弔慰金国庫負担金は、事業費の2分の1の計上となっております。

4目災害復旧費国庫負担金の農林水産施設災害復旧費負担金は、農道、用水路等の補助対象事

業費の2分の1、次の公共土木施設災害復旧費負担金は、補助対象事業費の3分の2、次の公立学校施設災害復旧費国庫負担金は、幼稚園、学校ともに、補助対象事業費の3分の2の計上となっております。

次に、9ページでございます。16款2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金の災害廃棄物処理事業国庫補助金は、事業費の2分の1の計上となっております。

次の5目農林水産業費国庫補助金の災害復興緊急対策経営体育成支援補助金は、機械購入と施設撤去に係る事業費の2分の1、次の9目教育費国庫補助金の僻地児童生徒援助費等補助金も、補助対象事業費の2分の1、次の10目災害復旧費補助金の既設公営住宅等災害復旧事業国庫補助金、その下の社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、保育所分も、補助対象事業費の2分の1の計上となっております。

次の公立社会教育施設災害復旧費補助金（社会教育施設及び社会体育施設）は、補助対象事業費の3分の2の計上となっております。

一番下の消防防災施設災害復旧費補助金、消防署訓練棟も補助対象事業費の3分の2の計上となっております。

次に10ページでございます。17款1項県負担金1目民生費県負担金の災害弔慰金負担金は、事業費の4分の1の計上となっております。

次の災害救助費負担金は、歳出の災害救助費から対象外となります対策本部費等を除いた分の10割の計上でございます。

17款2項県補助金5目農林水産業費県補助金の災害復興緊急対策経営体育成支援補助金は、機械購入費が事業費の5分の1、施設撤去が事業費の4分の1の計上となっております。

次の10目災害復旧費県補助金の社会福祉施設等災害復旧費県補助金（保育所）も、補助対象事業費の4分の1の計上となっております。

次の20款2項1目基金繰入金は、財政調整基金、減災基金及び公共下水道建設基金からの繰り入れの計上でございます。

次の22款5項5目雑入は、給食センターが震災により使用できないため、給食用弁当として一般会計で対応することによる給食費分の計上でございます。

次の保育所備品購入費補助金は、町立の5保育所分の計上でございます。

次の23款町債につきましては、5ページの地方債補正で説明したとおりでございます。

続きまして、13ページでございます。ここからが歳出でございます。

3款民生費3項1目災害救助費の1節報酬は、非常勤職員分で、避難所の保育士その他15人掛け5カ月分、それから、被害認定調査の事務補助2人掛けるの8カ月分でございます。

3節職員手当は、時間外勤務手当で、災害救助及び災害復旧分の計上でございます。

7節賃金は、臨時職員で、被害認定調査案内人の1,087日分でございます。

8節報償費は、災害弔慰金で、500万円が12人、250万円が9人分の計上でございます。

11節の需用費の消耗品1億830万円の主なものとしましては、生活必需品の給与が698万円、学用品の給与が1,500万円、避難所運営等が1,200万円等でございます。

次の光熱費5,273万1,000円の内訳としましては、総合体育館等15施設の電気代、5.5カ月分が2,970万円、上下水道代の5カ月分が1,835万1,000円、ガス代4カ月分が4,680万円でございます。燃料費は発電機、応援車両用でございます。

印刷費は、生活再建冊子分でございます。

修繕料1億2,998万9,000円の内訳は、メインアリーナの応急処理や総合体育館の下水道処理等の総合体育館分が9,262万7,000円、それから、総合運動公園分が3,462万円、給排水の復旧費としまして、陸上競技場分が350万円、済みません、今のは総合運動公園分を3,462万円と言ったですかね。済みません、千円単位を間違えていました。修繕料のところの1億2,998万9,000円の内訳をもう一回申し上げます。

修繕料1億2,998万9,000円の内訳でございます。総合体育館分が9,262万7,000円、それから、総合運動公園分が346万2,000円、それから、給排水復旧費として陸上競技場分が350万円、同じく給排水復旧費として、交流情報センター分が240万円、同じく給排水復旧費として、その他14施設分が2,800万円でございます。

次に、食料費6億598万円の内訳でございます。避難所分でございますが、4月23日から4月30日までが628万円、それから、5月1日から9月30日までが5億9,940万円でございます。その内訳を申し上げますと、1食1,100円掛けるの30日分ですが、5月分が6,000食、6月分が5,000食、7月分が3,000食、8月分が2,000食、9月分が2,000食、合計1万8,000食の1,110円掛ける30日ということで、5月1日から9月30日分を5億9,940万円と見ております。

それから、自炊講習会時の食材費として30万円、以上でございます。

12節の役務費は、仮設住宅用地分の不動産鑑定料と切手代でございます。

13節委託料は、住宅応急修理委託料57万6,000円掛ける2,000戸分でございます。

次の障害物除去委託料は、13万4,800円掛ける2,000戸分でございます。

福祉避難所運營業務委託料は、8施設分の6カ月分でございます。

次、14ページでございます。避難所警備委託料でございます。17施設の21名分を、午後9時から午前7時までの10時間を、5月1日から9月30日までの153日分でございます。

次に、避難所クリーニング委託料でございます。毛布300円掛ける3,500名分の19週、1,995万円等が主なものでございます。

次に、避難所清掃業務委託料、総合体育館メイン及びサブアリーナ分でございます。

避難所仮設トイレ清掃業務委託料、ハピネスの5月16日から9月30日分でございます。

次の物資輸送業務委託料、グランメッセの物資管理分及びトラック協会への9月末分までの計上でございます。

次の社会保険労務関係人材派遣委託料は、3カ月分でございます。

以下、記載のとおりでございますが、13節の一番下の駐車場誘導業務委託料でございます。役場及び中央公民館への配置、4人分、151日分の計上でございます。

14節使用料及び賃借料の機械借り上げ料は、被災者救出としての計上でございます。

福祉避難所とトレーラーハウス借り上げ料は、36台掛ける4カ月分でございます。

トレーラーハウス設置施設借上げ料は、グランメッセ分でございます。

避難所仮設シャワー借上げ料は、30基掛ける4カ月分及び設置費でございます。

15ページのティードispenser借上げ料は、給湯機能が不足している避難所分で、10台掛ける4.5カ月分でございます。

避難所空調機リース料は、総合体育館、広安西小学校等の6施設分の計上でございます。

避難所仮設シャワー用テント借上げ料は、15カ所掛ける4カ月分でございます。

避難所運営用テント借上げ料は、総合体育館分でございます。

避難所緊急搬送用タクシー借上げ料は、15カ所分でございます。

次のマット等及び仮設トイレの借上げ料も避難所分でございます。

公衆浴場行きバス借上げ料は、町内の3系統分、及び南関町等への4回行った部分の計上でございます。

それから、学校送迎用バス借上げ料は、5月9日から7月の59日分の計上でございます。

小中学校仮設トイレ借上げ料は、益城中学校分でございます。

次の罹災証明用の会場借上げ料、及び、次のテント借上げ料は、グランメッセでの5月17日から6月8日分の計上でございます。

罹災証明用パソコンリース料は、パソコン45台、プリンター10台分の計上でございます。

14節の一番下でございます。仮設住宅建設用地借地料は、借地面積7万7,900平米分でございます。

15節工事請負費の2番目でございます。運動公園避難所用改修工事は、洗濯場建設給排水及びシャワー給排水工事等分でございます。

16ページの18節備品購入は、避難所の冷蔵庫15台及びテレビ1台分でございます。

21節の貸付費の災害援護資金貸付金は、上限350万円掛ける200人分の計上でございます。

22節の補償補填及び賠償金の仮設住宅用地工作物補償費は、100円掛ける1万7,534平米分でございます。

続きまして、4款衛生費1項1目保健衛生総務費の28節繰出金は、簡易水道事業に係る災害復旧費分の計上でございます。

次の17ページ、4款2項清掃費1目じんかい処理費の1節報酬は、瓦れき分別誘導員4人の11カ月分でございます。

13節委託料は、2次仮置き場までの経費が10億円、2次仮置き場運営の県への事務委託で、平成28年度分が30億120万円の合計でございます。

次の6款農林水産業費1項3目の農業振興費の19節は、コンバイン等の農業機械購入費の9割、それから、畜舎等の農業用施設の撤去費用分でございます。

28節は、農業集落排水事業特別会計への繰出金の計上でございます。

次の8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費の28節も、公共下水道特別会計への繰出金への計上でございます。

次の18ページ、10款教育費7項保健体育費の3目学校給食費は、学校給食センター業務不可に

よる減額補正及び学校給食弁当代、小学生2,370人、中学生1,055人分の計上でございます。

次の19ページ、11款災害復旧費 1 項農林水産施設災害復旧費 1 目農業用施設災害復旧費の11節需用費は、農道、用排水路、畜産団地等の修繕分計上でございます。

13節委託料は、農業用施設の被災箇所500カ所分を見込んでの計上でございます。

3 目の林業施設災害復旧費の13節委託料は、林道等の被災箇所25カ所分の計上でございます。

次の11款 2 項土木施設災害復旧費の 1 目道路橋梁災害復旧費の 1 節報酬は、技師 1 人の10カ月分の計上でございます。

次の20ページの11節の需用費、消耗品費でございます。カラーコーン、看板等の計上でございます。修繕は、応急修繕分の計上でございます。

13節委託料は、設計等で補助対象分と補助対象外の計上でございます。

15節の工事請負費は、補助対象分の計上でございます。

2 目の河川災害復旧費の11節需用費は、応急修繕分計上でございます。

13節委託料は、設計等で単独事業分の計上でございます。

15節工事請負費は補助事業分の計上でございます。

次に、4 目住宅災害復旧費の11節需用費は、町営住宅の上下水道及びガス修繕分の計上でございます。

次の21ページ、11款 3 項厚生労働施設災害復旧費の 1 目民生施設災害復旧費の11節需用費は、憩の家、保育所、児童クラブ分の計上でございます。

13節委託料は、設計等で、保育所分の計上でございます。

14節使用料及び賃借料は、第五保育所分の計上でございます。

15節の工事請負費は、第一保育所及び第五保育所分の計上でございます。

18節の備品購入費は、各保育所分の計上でございます。

次の11款 4 項文教施設災害復旧費の 1 目公立学校施設災害復旧費の11節需用費は、幼稚園分の修繕及び小中学校の上下水道、プール等の計上でございます。

13節委託料は、設計等で、幼稚園及び小中学校は被害額の 6 %の計上でございます。

次の22ページでございます。14節使用料及び賃借料は、益城中 9 教室分の計上でございます。

15節の工事請負費は、第二幼稚園及び両中学校分の計上でございます。

16節原材料費は、益城中の山砂分の計上でございます。

2 目の社会教育施設災害復旧費の11節需用費は、文化会館ほか社会教育施設分の計上でございます。

13節委託料は、文化会館東側擁壁崩落防止設計分の計上でございます。

3 目の社会体育施設災害復旧費の11節需用費は、町民グラウンド、総合体育館等の社会体育施設分の計上でございます。

次に、23ページでございます。11款 5 項 1 目その他公共施設、公用施設災害復旧費の11節需用費は、役場玄関エレベーター撤去分の計上でございます。

13節委託料は、議会棟の被害調査分の計上でございます。

14節使用料及び賃借料は、役場プレハブ庁舎及びユニットハウスの空調機リース分の計上でございます。

15節の工事請負費は、益城西原消防署の訓練棟解体工事分の計上でございます。

12款の公債費は財源組み替えでございます。

24ページの14款予備費につきましては、歳入及び歳出の調整額としての計上でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ここで暫時休憩いたします。11時15分から会議を開きます。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 次に、議案第42号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した次の事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求める。

専決第11号、平成28年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第1号）。

平成28年7月26日提出、益城町長西村博則。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正、歳入歳出それぞれ29億186万4,000円を追加し、総額を44億6,897万1,000円、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正を、平成28年4月15日に専決処分しています。

2ページが、歳入歳出予算の補正で、国庫支出金が災害復旧費国庫補助金19億426万4,000円の増額、繰入金が一般会計からの繰入金で4,000万円の増額、調査費が、災害復旧事業債で9億5,760万円の増額となっています。

3ページが、歳出で、災害復旧費が処理場及び管渠の工事費等で29億191万6,000円の増額、5ページ以降が、歳入歳出補正予算事項別明細書となっています。

4ページが、地方債補正で、災害復旧事業債の追加をしています。

以上が、議案第42号でございます。

議案第43号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した次の事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求める。

専決第12号、平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

平成28年7月26日提出、益城町長西村博則。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正、歳入歳出それぞれ3,093万3,000円を追加し、総額を1億1,728万4,000円、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正を、平成28年4月15日に専決

処分しています。

2 ページが、歳入歳出予算の補正で、国庫支出金が災害復旧費国庫補助金2,033万3,000円の増額、繰入金が一般会計からの繰入金で50万円の増額、町債が、災害復旧事業債で1,010万円の増額となっています。

3 ページが、歳出で、測量設計業務委託料及び管渠応急工事費等で3,100万円の増額、5 ページ以降が、歳入歳出補正予算事項別明細書となっています。

4 ページが、地方債の補正で、災害復旧事業債の追加をしています。

以上が、議案第43号でございます。

次に、議案第44号でございます。専決処分の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した次の事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求める。

専決第13号、平成28年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）。

平成28年7月26日提出、益城町長西村博則。

1 ページをお開きください。専決第13号、平成28年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）。総則第1条、平成28年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。収益収入及び支出の補正。第2条、平成28年度益城町水道事業会計予算、以下予算という、第3条に定めた収益的収入及び支出額の予定額を、次のとおり補正する。

収入の補正でございます。11款益城町水道事業収益補正予定額2億9,950万円。

支出の補正です。21款益城町水道事業費用の補正予定額3億200万円でございます。

資本的収入及び支出。第3条、平成28年度益城町水道事業会計予算、以下予算という、第4条に定めた資本的収入及び支出額の予定額を、次のとおり補正する。

収入でございます。31款益城町水道事業資本的収入の補正予定額5,950万円。

支出の補正です。41款益城町水道事業資本的支出の補正予定額5,950万円でございます。

2 ページをおあけください。第4条、地方債の補正でございます。災害復旧事業としまして1億1,610万円の補正を計上しているところです。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成28年4月15日、益城町長西村博則。

7 ページをお開きください。平成28年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）、実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出の収入でございます。11款益城町水道事業収益、3款特別利益4目災害復旧補助金1節水道施設災害復旧補助金1億9,970万円、対象事業費の3分の2を計上しております。

2節企業債9,630万円、3節一般会計補助金350万円としております。

8 ページをおあけください。21款益城町水道事業費用、3款特別損失6目水道施設災害復旧費、11節から34節まで、災害復旧に要する費用でございます。

7目総務費2節手当250万円は、職員の時間外でございます。

9 ページです。資本的収入及び支出の収入でございます。31款益城町水道事業資本的収入 1 項 企業債 2 目災害復旧事業債 1 節企業債1,980万円、6 項補助金 2 目災害復旧補助金 1 節国庫補助金3,970万円、補助対象事業費の3分の2を計上しております。

10ページをおあげください。支出でございます。41款益城町水道事業資本的収入 1 項建設改良費 5 目災害復旧事業債34節工事請負費として5,950万としております。以上でございます。

議案第45号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第 1 項の規定より、専決処分した次の事件について、同条第 3 項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求める。

専決第14号、平成28年度益城町一般会計補正予算（第 2 号）。

平成28年 7 月26日提出、益城町長西村博則。

1 ページをお開きください。歳入歳出予算の補正、歳入歳出それぞれ38億2,563万7,000円を追加し、総額を258億6,711万6,000円、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正を、平成28年 4 月17日に専決処分しています。

詳細につきましては、企画財政課長から説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。

議案第45号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明申し上げます。

専決第14号、平成28年度益城町一般会計補正予算（第 2 号）の 1 ページをお開きください。

平成28年度益城町一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ38億2,563万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ258億6,711万6,000円とする。

第 2 条では、地方債の補正を定めております。

地方自治法第179条第 1 項の規定により、専決処分する。

平成28年 4 月17日、益城町長西村博則。

4 ページをお開きください。第 2 表の地方債補正でございます。

1、変更でございます。起債の目的、災害廃棄物処理事業債でございます。公費解体分として、限度額を 3 億8,250万円増額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

次に、続きまして 7 ページをお開きください。歳入でございます。12款地方交付税の特別交付税でございますが、今回は公費解体分の計上となっております。

16款の国庫支出金 2 項国庫補助金 3 目衛生費国庫補助金の災害廃棄物処理事業国庫補助金も、公費解体事業費の 2 分の 1 の計上となっております。

次の23款調査費につきましては、4 ページの地方債補正で御説明したとおりでございます。

続きまして、8 ページからが歳出でございます。4 款衛生費 2 項清掃費 1 目じんかい処理費の 13節委託料でございます。住家等解体運搬等業務委託料は、200万円掛けるの1,800軒分の計上でございます。

公費解体補償コンサルタント業務委託料は、現地調査及び事務センター分の計上でございます。

住家等解体電話対応業務委託料は、2名の9カ月分の経費等でございます。

14節の使用料及び賃借料は、一次仮置き場整備の機械借り上げ料分でございます。

16節の原材料は、一次仮置き場整備の整備用材料費でございます。

14款予備費につきましては、歳入及び歳出の調整額としての計上でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 続きまして、議案第46号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第15号、益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の条例改正は、熊本地震に伴い、新たに発生した震災関連業務に対応するため、復興課及び環境衛生課を新設し、住民生活課の名称を住民保険課に変更するものでございます。

復興課では、今後重要となる震災復興計画の策定や復興推進施策に関する業務を行い、環境衛生課では、災害廃棄物や家屋の公費解体等に関する業務を行います。その他、組織再編に伴う課の分掌事務の追加、見直し等を行っております。

続きまして、議案第47号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第16号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、熊本地震の災害応急対策、もしくは災害復旧、または復興計画の策定等のため、本町に派遣される他自治体の職員に支給する災害派遣手当について規定するものです。

災害派遣手当は、災害対策基本法施行令第19条の規定により、総務大臣が定める基準に従って規定しております。

続きまして、議案第48号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第17号、平成28年熊本地震による被災者に対する益城町税等の減免に関する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、熊本地震の被災者に対し、町税等の軽減及び免除を行うため、条例を制定するものです。

まず、町民税につきましては、個人の町民税均等割を減免するとともに、所得割について、平成27年合計所得金額が1,000万円以下の町民税納税義務者に対し、所得金額に応じて、住宅の損壊判定が半壊以上の方を対象に減免する内容となっております。

また、経済的損害として、町民税所得金額の所得割に応じて2割から10割の減免割合として減免するものです。

国民健康保険税につきましては、住宅の損壊程度の判定により、全壊のとき全額、半壊以上2分の1を減免とし、納税義務者の平成27年中の事業収入等の合計所得金額が1,000万以下のとき、減免の割合を2割から10割として保険税額を減免するものです。

固定資産税につきましては、国の基準に基づく損壊程度割合により減免の割合として減免する

ものです。

軽自動車税につきましては、災害により滅失、または修理できない程度に損害を受けた軽自動車税のうち、平成28年度の軽自動車税を減免する内容となっております。

続きまして、議案第49号から議案第52号の4議案について御説明申し上げます。

一般会計補正予算書の1ページをお開きください。議案第49号、益城町一般会計補正予算（第3号）、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ55億8,023万8,000円を追加し、歳入歳出総額314億4,735万4,000円とするものです。

地方債の補正では、地方債の追加及び変更をしています。

2ページが、歳入歳出予算補正で、町税が、熊本地震による減免で9億4,000万円の減額、地方交付税が、農業用施設の再建及び災害派遣職員人件費に対する特別交付税の増額、国庫支出金が公共施設の災害復旧費負担金、震災復興緊急対策経営体育成支援事業補助金等により増額、県支出金が災害救助費負担金、災害関連地域防災崖崩れ対策事業補助金等により増額、繰入金が、財政調整基金繰入金により増額、町債は4事業の災害復旧事業債及び歳入欠陥債の追加、2事業の災害復旧事業債の限度額の変更をしています。

3、4ページが歳出で、民生費が、臨時福祉給付金等により増額、衛生費が、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合負担金等により増額、農林水産業費が、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金等により増額、商工費が、テクノ団地仮設店舗リース料により増額、教育費が、要・準要保護援助費等により増額、災害復旧費が、公園や学校施設の災害復旧費により増額、7ページ以降が、歳入歳出補正予算事項別明細書となっております。

5ページが、地方債補正で、歳入で説明したとおりです。

国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開きください。議案第50号、益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ18万3,000円を追加し、歳入歳出総額46億6,932万5,000円とするものです。

介護保険特別会計補正予算書の1ページをお開きください。議案第51号、益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ278万1,000円を追加し、歳入歳出総額29億1,220万7,000円とするものです。

公共下水道特別会計補正予算書の1ページをお開きください。議案第52号、益城町公共下水道特別会計補正予算（第2号）、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ900万円を追加し、歳入歳出総額44億7,797万1,000円とするものです。

詳細につきましては、企画財政課長から説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。

議案第49号から議案第52号までの4議案について御説明申し上げます。

まず、議案第49号、平成28年度益城町一般会計補正予算書、第3号でございます。

1ページをお開きください。平成28年度益城町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ55億8,023万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ314億4,735万4,000円とする。

また、地方債の補正を、第2条で定めております。

5ページをお開きください。第2表、地方債補正でございます。

1、追加でございます。初めに、起債の目的が、憩の家災害復旧事業債は、憩の家の駐車場、それから、貯水タンク等に係るもので、事業費の100%を限度額としております。

次の仮設庁舎建設災害復旧事業債は、役場仮設庁舎の24カ月リースに係るもので、100%の限度額の計上でございます。

次、公園災害復旧事業債は、補助事業分、それから、諸災害の単独事業分に係るもので、100%の限度額の計上でございます。

次の崖地災害復旧事業債は、崖崩れ対策事業分及び県営事業負担分に係るもので、100%の限度額の計上でございます。

次の歳入欠陥債は、住民税及び固定資産税の減免分に係るもので、100%の限度額の計上でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、ここに記載しているとおりでございます。

2の変更でございますが、いずれも限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

初めに、起債の目的が、農林水産業施設災害復旧事業債でございます。1,620万円の増額で、農道及び用排水路、並びに林道分に係るもので、90%の限度額の計上でございます。

公立学校施設災害復旧事業債は4億2,690万円の増額で、各小中学校被害に対する補助裏の100%を計上しております。

続きまして、8ページをお開きください。8ページからが歳入でございます。

まず、1款町税1項町民税1目の個人の均等割、所得割の3億円減額の内訳でございますが、いずれも罹災証明による減免でございます。均等割に係る部分が5,700万円、所得割に係る分が2億4,300万円となっております。

次に、2項固定資産税の土地家屋償却資産の6億4,000万円の減額に係る内訳でございますが、こちらも罹災証明による減免で、土地に係る部分が2億337万円、家屋に係る部分が2億8,522万円、償却資産に係る部分が9,544万円、2次調査に係る部分を5,597万円と見込んでおります。

次に、12款1項1目地方交付税の特別交付税ですが、農業用施設修繕再建事業に係る町負担分の70%、並びに災害派遣職員人件費の8割の計上となっております。

次に、16款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金の自立支援医療費国庫負担金は、震災による厚生医療公費負担増分に係る国の負担分2分の1の計上となっております。

4目災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧費負担金（都市公園）は、事業費の75%の計上となっております。

公立学校施設災害復旧費国庫負担金（学校）は、各小中学校被害額に係る補助対象分の3分の2の計上となっております。

次に、16款2項国庫補助金1目総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度、個人番号カード関連事務委任交付金は、地方公共団体情報システム機構からの上限見込み額の増額に伴う計上でございます。

2目の民生費国庫補助金の臨時福祉給付金交付金は、震災に伴う住民税減税による対象者増分等の計上でございます。

次の地域介護福祉空間整備推進交付金は、介護ロボット等導入支援事業特別交付金の計上でございます。

次の5目農林水産業費国庫補助金の震災復興緊急対策経営体育成支援補助金は、農業用施設修繕再建事業に係る国負担分10分の5の計上でございます。

次の9目教育費国庫補助金の僻地児童生徒援助等補助金は、通学用バス借り上げ費用の2分の1計上となっております。

10目の災害復旧費補助金の農業用施設災害復旧事業費補助金は、農道及び用排水路に係るもので、補助対象事業費の90%の計上でございます。

次の林道施設災害復旧事業費補助金も、林道分に係るもので、補助対象事業費の90%の計上でございます。

次に、10ページでございます。17款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金の自立支援医療費県費負担金は、震災による厚生医療公費負担増加分に係る県の負担分4分の1の計上でございます。

次の災害救助費負担金は、総合体育館の避難所運営委託料、4月から9月まで6カ月分の計上でございます。

次に、17款2項補助金2目民生費県補助金の応急仮設住宅維持管理補助金は、仮設住宅運営費から自治会役員報酬と集会所備品購入費を除いた額の計上でございます。

次の介護保険低所得者対策事業費補助金は、事業に係る県補助分4分の3の計上でございます。

5目の農林水産業費県補助金の災害復旧緊急対策経営体育成支援事業県補助金は、農業用施設修繕再建事業に係る県負担分10分の2の計上でございます。

次の熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業補助金、及び熊本県森林・林業・木材産業基盤整備交付金は、ともにおが粉製造施設設置に係るもので、上のほうが国庫負担分、下のほうが県費負担分の計上でございます。

10目の災害復旧費県補助金の災害関連地域防災崖崩れ対策事業補助金は、崖地災害復旧費に係る委託料及び工事費の4分の3の計上でございます。

次に、11ページでございます。19款1項寄附金2目民生費寄附金の仮設住宅運営関係寄附金は、阪神医療生活協同組合からのものがございます。

20款繰入金2項1目の基金繰入金は、財政調整基金からの繰り入れでございます。

22款諸収入5項雑入4目過年度収入の保育所運営費は、平成27年度子どものための教育・保育給付費に係る国庫負担金及び県費負担金の未受け入れ額の計上でございます。

5目雑入の防犯カメラ電気料は、全国安全環境ネットワーク協会からのものがございます。

次の仮施設整備支援事業助成金は、中小企業基盤整備機構からの助成金で、テクノ仮設住宅団地への町内商工業者の店舗整備に係る計上でございます。

次に、12ページ、23款町債は、5ページの第2表、地方債補正で説明したとおりでございます。

13ページからが歳出となっております。2款総務費1項総務管理費4目企画費の1節報酬は、復興計画策定委員会委員22名掛ける6,200円掛ける5回分でございます。

9節の旅費は、委員会及び専門部会委員の費用弁償、並びに専門部会委員及び有識者アドバイザーの特別旅費でございます。

11節需用費の消耗品は復興懇談会関係、印刷製本費はアンケート調査関係、食料費は委員会お茶代でございます。

12節役務費の郵送代は、復興アンケート分の計上でございます。

13節委託料は、アンケートデータの入力分でございます。

2款2項町税費2目の賦課費の12節役務費は、特別徴収関係の郵送代でございます。

次に、14ページでございます。3項1目戸籍住民基本台帳費の1節報酬は、5,600円掛ける1人、15日の10カ月分の計上でございます。

18節の備品購入費は、耐火金庫分でございます。

19節の負担金補助交付金の個人番号カード交付事務負担金は、地方公共団体情報システム機構からの上限額増額に伴う計上でございます。

次に、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の12節役務費の通信運搬費及び口座振替手数料でございますが、それから、次の19節の臨時福祉給付金は、ともに、震災に伴う住民税減税に伴う臨時給付金対象者増加分の計上でございます。

20節の扶助費の自立支援医療費も、震災による厚生医療公費負担増加分の計上でございます。

次、15ページでございます。4目老人福祉費28節の繰出金は、介護ロボット等導入支援事業と低所得者対策事業に係る分の計上でございます。

次に、3款民生費2項児童福祉費3目児童福祉施設費の1節報酬は、正職保育士の休職に伴う補充として計上でございます。

7節の賃金は、職員の私傷病休暇に伴う代替分の計上でございます。

次に、3款民生費3項1目災害救助費の3節職員手当の時間外勤務手当は、災害救助関係分、次の災害派遣職員手当は、総務、税務関係等19人分でございます。

7節賃金は、栄養士2人掛ける7,200円掛ける15日掛けるの2カ月分の計上でございます。

旅費も、災害派遣職員の総務、税務関係等19人分でございます。

次に、16ページです。11節の需用費は、被災者再建支援メニュー分の計上でございます。

12節の役務費は、災害臨時広報の新聞折り込み手数料、それから、災害派遣職員の総務、税務関係等19人分の宿舍清掃手数料でございます。

13節委託料の総合体育館等避難所運営業務委託料は、7月から9月までの3カ月分の計上でございます。

次の建物被害認定再調査委託料は、2次調査後の再調査100軒分の計上でございます。

14節の学校送迎用バス借り上げ料は、8月22日から12月24日分の計上でございます。

次の派遣職員用宿舍借り上げ料は、総務、税務関係等19人分の方でございます。

次のパソコンウイルス対策ソフト使用料及びパソコン資産管理ソフト使用料、並びに18節の事務用パソコン購入費は、災害派遣職員分でございます。

19節の通学定期券購入費補助金は、仮設住宅からの通学分の計上でございます。

次に、17ページでございます。2目仮設住宅運営費の報酬は、仮設住宅の19自治会の役員報酬分の計上でございます。

11節の需用費の光熱費は、仮設住宅集会所の共用棟の共用部分に係る計上でございます。

修繕費も、仮設住宅の共用部分の計上でございます。

13節委託料も、全て仮設住宅に係る分の計上でございます。

18節も、仮設住宅の各集会所に座卓4台配置する分の計上でございます。

次に、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費の3節、9節、それから、18ページの12節、14節は、災害派遣職員の環境衛生関係8人分の計上でございます。

28節の繰出金は、国保広域化に伴う国庫補助交付のための減額の計上でございます。

次に、3目環境衛生費の19節は、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合の補正予算に伴う益城町負担分の計上でございます。

次に、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の19節は、農業用施設修繕再建事業に係る9割分の計上となっております。

次に、19ページ、2項林業費1目林業振興費の19節は、ともにおが粉製造施設設置に係る補助金で、熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業補助金が国の分、熊本県森林・林業・木材産業基盤整備交付金が県上乗せ分でございます。

次に、7款1項商工費2目商工業振興費は、テクノ仮設住宅団地への町内商工業者用店舗整備に伴うリース料の計上でございます。

次に、8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費の28節繰出金は、災害派遣職員人件費5名分に係る分でございます。

次に、20ページ、10款教育費1項教育総務費2目事務局費の1節報酬は、職員減に伴う補充分の計上でございます。

次の10款2項小学校費1目学校管理費の18節備品購入費は、熊本地震による教職員増分、小学校7名分のパソコン計上でございます。

次の10款2項2目教育振興費の20節扶助費は、罹災証明の半壊以上世帯への支給分の計上でございます。

次に、10款教育費3項中学校費1目学校管理費の18節備品購入費も、熊本地震による教職員増分、中学校4名分のパソコンの計上でございます。

次の10款3項2目教育振興費の20節扶助費も、罹災証明の半壊以上世帯への支給分の計上でございます。

次に、21ページ、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目農業用施設災害復旧費の3

節、9節、12節、14節は、災害派遣職員の農政関係3人分の計上でございます。

15節は、農道、用排水路の災害復旧工事費としての計上でございます。

3目林道施設整備復旧費の11節は、林道施設の修繕料として計上でございます。

次に、15節は林道の災害復旧工事費としての計上でございます。

次に、22ページ、11款2項土木施設災害復旧費1目道路橋梁災害復旧費の3節、9節、12節、14節は、災害派遣職員の建設関係12人分の計上でございます。

次に、3目公園災害復旧費の11節は、補助対象外の諸災害25カ所分の計上でございます。

12節は、公園内の樹木除去等手数料の計上でございます。

13節及び15節は、公園に係る補助対象事業65カ所分の計上でございます。

次の23ページ、5目崖地災害復旧費の13節及び15節は、崖地災害に係る町内8カ所分の計上でございます。

19節は、急傾斜地及び地すべり対策に係る県営事業負担金としての計上でございます。

次に、11款3項厚生労働施設災害復旧費1目民生施設災害復旧費の13節は、保健福祉センターの被害調査及び報告書作成業務の計上でございます。

15節は、憩の家の駐車場、貯水タンク等の災害復旧工事の計上でございます。

次に、24ページ、11款4項文教施設災害復旧費1目公立学校施設災害復旧費の11節は、益城中、及び広安小の応急修繕分の計上でございます。

14節は、益城中仮設トイレ30基の6カ月分の計上でございます。

15節は、各小中学校の災害復旧工事分を計上しております。

次に、11款5項1目その他公共施設・公用施設災害復旧費の12節の無線LAN施設手数料は、役場庁舎から下水道課へつないでいたものを、震災に伴い水道課から下水道課へつなぎかえるための計上でございます。

13節のLAN回線有線化業務委託料は、男女共同参画センター及び第四保育所分の計上でございます。

CS総合端末設定業務委託料は、震災により故障した住基ネット端末の設定分の計上でございます。

14節のLAN回線使用料も、男女共同参画センター及び第四保育所分の計上でございます。

仮設庁舎賃借料は、役場仮設庁舎の24カ月リース分の計上でございます。

18節のLAN回線通信機器購入費も、男女共同参画センター及び第四保育所分の計上でございます。

CS総合端末機器購入費も、震災により故障した住基ネット端末分の計上でございます。

14款予備費につきましては、歳入及び歳出の調整額としての計上でございます。

以上で、一般会計の説明を終わります。

続きまして、議案第50号でございます。平成28年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

1ページをお開きください。平成28年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、

次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ18万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ46億6,932万5,000円とするとしております。

6ページをお開きください。6ページは歳入でございます。5款国庫支出金2項国庫補助金6目システム開発費等補助金の制度関係業務準備事業費補助金でございますが、広域化連携対応に係る国保システム経費補助金の計上でございます。

次の8款県支出金2項県補助金1目財政調整交付金の収納率向上等特別調整交付金でございますが、国保広域化に伴うシステム開発交付金の計上でございます。

次の13款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金でございますが、国保広域化に係る国庫補助金交付に伴う繰入金減額の計上でございます。

7ページが歳出でございます。1款総務費1項総務管理費でございます。1目の一般会計繰入金は財源組み替えでございます。

2目の広域連合負担金は、国保広域化に伴うシステム開発負担金の計上でございます。

12款予備費につきましては、歳入及び歳出の調整額としての計上でございます。

以上で、国民健康保険特別会計を終わります。

次に、議案第51号、平成28年度益城町介護保険特別会計補正予算書（第1号）でございます。

1ページをお開きください。平成28年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ278万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ29億1,220万7,000円とするとしております。

こちら、6ページが歳入でございます。6款県支出金3項県補助金の介護保険低所得者対策事業補助金は、一般会計への県補助金に伴う減額補正でございます。

次に、10款の繰入金1項一般会計繰入金の事務費繰入金は、一般会計への国庫補助金及び県補助金分を計上しているものでございます。

7ページが歳出でございます。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の地域介護福祉空間整備推進交付金ですが、これは、介護ロボット等の導入支援事業補助金の計上でございます。

以上で、介護保険特別会計を終わります。

次に、議案第52号、平成28年度益城町公共下水道特別会計補正予算書（第2号）でございます。

1ページをお開きください。平成28年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ44億7,797万1,000円とするとしております。

こちら、6ページが歳入でございます。5款の繰入金の1項1目一般会計繰入金は、災害派遣職員の手当関係で、8割の特別交付税措置があるものでございます。

7ページが歳出でございます。3款の予備費は、歳入歳出の調整額としての計上でございます。

4款災害復旧費は、災害派遣職員5名分の3節、9節、12節及び14節分の計上でございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第53号、益城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、厚生労働省が定めた家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例を改正するものです。

内容は、0歳から2歳児までを対象とする小規模保育事業所A型、及び保育所型事業所内保育事業所における設備及び職員の配置や資格要件についての基準を改正するものです。

以上で、議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 日程第6、議案第33号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第2号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から、日程第26、議案第53号「益城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」までの21議案の説明が終わりました。

午前中はこれで終わります。

午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午後0時10分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

初めに、議案第33号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第2号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から議案第48号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第17号「平成28年熊本地震による被災者に対する益城町税等の減免に関する条例の制定について」までの16議案に対しての質疑を許します。

質疑はありませんか。

1番上村幸輝議員。

○1番（上村幸輝君） 1番上村です。よろしく願いいたします。

私のほうから3点お尋ねいたします。

まず、議案第41号、専決第10号平成28年度益城町一般会計補正予算（第1号）、ページで13ページになります。3款民生費3項災害救助費1目災害救助費13節委託料の内訳として11億5,200万円が住宅応急修理委託料として計上されております。先ほどの説明で57万6,000円、これ、2,000件分ということで説明を受けました。この中でですね、先日、応急工事、修理の工事をしたけど、まだ、町から支払いがなされていない。6月の早い時期でですね、申請のほうというか、届け出してあったんだけどどうなっているんだろうと、そういうことをちょっと耳にしました。この件についてですね、支払い時期等どうなっているのか、また、申請時もしくは完了届提出時に説明等を実施されているのか、説明のほうをお願いいたします。

これが1点と、2点目が、続いて、同じく21ページ、11款災害復旧費3項厚生労働施設災害復旧費1目民生施設災害復旧費14節の仮設園舎リース料が2,000万円。これも説明で第5保育所分として計上されております。仮設園舎のこの設置場所についてですね、どこで計画なされているのかお聞かせ願います。

3点目がですね、同日15節災害復旧工事費4,232万7,000円が計上され、先ほどの説明では第1保育所、また、第5保育所分として説明がありました。この二つの園についてですね、被災状況と工事内容、また、それぞれの工事費の説明をお願いいたします。以上3点、お願いします。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 1番上村議員の質問にお答えします。

専決第10号28年度一般会計の補正予算（第1号）中、13ページのほうで民生費の災害救助費の中での応急修理の委託料ということですね、今現在の部分についてお答えいたします。

受け付けの際ですね、一応、説明は行っているものと思いますけども、一旦町のほうで受け付けをいたしまして、県のほうにやります。審査をしながら県のほうにやるまでが、今、ちょっと、3週間ほどかかっています。内容のほうを点検するのにですね。そして、県のほうに全部出しまして、そして、業者の方が修理を行って、そして、請求書を出される。請求書を出されると大体2週間以内でお支払いは、今、しております。ということで、57万6,000円ですね、受け付けの際には、大体、今、これぐらいかかっていますというふうな、聞かれたときにはですね、そのようにお答えしております。期間的には、県のほうも委員会ありますので、うちのほうもできるだけ早く処理をしたいというふうには思っておりますけども、今のところ3週間かかって、請求書が出てからは2週間以内には出しているという状況です。だから、1カ月とか遅れてるとかいうふうなはないと思います。大体そういうふうになっておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 坂本こども未来課長。

○こども未来課長（坂本祐二君） こども未来課長坂本です。1番上村議員の御質問にお答えいたします。

議案第41号、専決第10号の平成28年度益城町一般会計補正予算（第1号）中、11ページの災害復旧費の民生施設災害復旧費についてですけれども、の14節使用料及び賃借料、仮設園舎リース料の仮設園舎の場所ということでおっしゃられましたけれども、こちらのほうはですね、場所は、交流情報センターミナテラスの東側、競技場との間の広場を建設予定としております。こちらのほうは、8月末には完成ということで予定をしております。

それから、15節の工事請負費について、第1保育所と第5保育所の被害状況ということですが、まず、第1保育所ですけれども、建物自体はテラスの一部に亀裂はありましたけれども、目立った破損はありませんでした。しかし、門扉とフェンスの境界、園庭及び建物周りに著しい沈下が見られました。上下水道施設も破損しており、また、敷地両側のアパートと民家が倒壊しており、危険な状況です。ということで、当初は、第2幼稚園のですね、教室を借りて保育を行っていましたが、応急修繕を行いまして、現在は現地で保育を行っております。

第5保育所ですけれども、こちらは、擁壁の崩壊に伴い建物が傾いております。非常に危険な

状態となっておりますので、現在、中央小の教室を借りて保育を行っております。今、仰せのとおり、仮設園舎でしばらくは対応してということになりますね。

工事費ですけれども、仕訳ですが、第1保育所については、やはり両側ですね、アパートと民家がありますので、こちらの解体が終わってから工事ということになるかと思っておりますので、外構ですね、フェンスとか、門扉とかですね、そういった分の工事費となっております。

それから、第5保育所ですけれども、こちらのほうは、建物は大丈夫そうなんですけども、擁壁の崩壊ということですね、そういう危険な状態に傾いておりますので、当初はですね、これを補修という形でですね、今回は計上しておりますけれども、現在、ちょっと使えない状況下ということですね、また、再度検討を行っているところです。以上になります。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） ちょっと言い忘れたことがありましたので、追加させていただきます。

この応急修理の部分につきましては、本人さんにお支払いするのではなく、業者さんのほうにお支払いされるので、本人さんがまだ来ないというふうに思われている場合は、業者さんのほうに請求がされたら支払われるということでお伝えいただければというふうに思います。業者さんのほうにお支払いします。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○1番（上村幸輝君） まずですね、住宅応急修理委託料についてはですね、理解できました。ちょっとですね、業者さんのほうではあったんですけど、請求してから結構かかっているというふうに言われとったもんですかね、ちょっと本日、聞いてみました。このですね、やっぱり被災住宅の応急修理についてはですね、やっぱり業者さんもみずから被災している状況にもかかわらず、地元業者、小さくてもですね、精いっぱい頑張っています。ただですね、やっぱり幾つもの工事を請け負う小さな業者にとってはですね、工事代の支払いが遅れるということはですね、仕入れた原材代、資材代、こういったやつを立てかえとかいうか、支払い分ですね、これのかさみというのはですね、どうしてもやっぱり大きな負担になってきます。できる限りですね、滞りのない支払いをお願いいたします。

あと、第1保育所についてはですね、了解しました。

あとですね、第5保育所についてがですね、やっぱり今、課長からお話ありましたように、擁壁の崩壊、これもですね、恐らく活断層の影響だと思っておりますので、あそこでそのまま継続する、修理して使うというのはですね、やっぱりどうしても無理があるのではないかと、そういうふうに考えておりましたので聞いてみたんですけど、検討しているということであったのでですね、これについても確認できました。保育園のですね、園児たちも、地震の影響で避難所での生活、こういったことも余儀なくされてですね、ストレスもかなりたまっているものだと思います。益城町の未来を担う子どもたちですので、少しでも早くですね、安心・安全な保育環境を提供できるよう、よろしくをお願いいたします。以上、質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

2番下田利久雄議員。

○2番（下田利久雄君） 2番下田です。

議案第41号専決処分について、3款民生費3項災害救助費1目災害救助費、13ページ、11節の需用費、食料費についてお伺いいたします。6億598万円組んであります。先ほどの説明では、8月分2,000食、9月分2,000食というような報告でございました。みなし住宅、仮設住宅が8月中には十分充実すると思っております。この9月分の食料費の根拠と、今後、避難所の運営と集約についてお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。2番下田議員の議案第41号の13ページのところで、3款民生費3項災害救助費1目災害救助費の11節需用費の中で食料費の部分についての御質問かと思いますが、提案理由の説明の中で私が1万8,000食の内訳として、5月、6月、7月、8月、9月分についてした分の8月、9月分の2,000食という内訳だと思いますが、これは、ご存じのように4月15日で専決ということですが、全員協議会の中で説明する中で、あの状況の中です、概算という形で、だんだん減ってくるだろうという見越しの中で2,000食という形で上げさせていただきました。避難所の現状についてはですね、今、なるだけ集約という方向で進めておりますが、避難所の方の状況がそれぞれあるということで、今、担当のほうでは苦慮しているというふうに私は了解しております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番下田議員の議案第41号、28年年度ですね、一般会計補正予算（第1号）ちゅうことで、今後の避難所運営をどう考えているのかということで、お答えさせていただきます。

まず、地震発生から1週間後の4月21日の時点で、避難所、これは車中泊を含む方に、避難されてきた方々は、最大1万6,000名おりましたが、余震の減少やインフラの復旧、そして、応急仮設住宅の整備などによりまして、7月25日現在で指定避難所への避難者は約1,350名までに減少しているということで、今後、さらに減少が見込まれる状況です。

町としては、限られた職員のマンパワーの中で、避難所の適正な運営を維持しながらということで、復旧・復興に向けた取り組みにも注力していくため、今後、指定避難所、福祉避難所の見直しを進めていくわけでございます。

まず、復興への着実な足がかりとするために、町の将来を担う子どもたちの貴重な教育環境であります広安小学校、広安西小学校、益城中央小学校につきましては、新学期が始まる前までに、また、地震で大きな、受けた町民の皆さん方の心身の健康を支えるための保健福祉機能を担う保健福祉センターですね、このはびねすについても、8月末までに閉所をする方向で調整をいたしているところです。

次に、飯野、津森、福田の分館など、比較的避難者の少ない指定避難所につきましては、各施設の状況を見ながら、こちらにつきましても8月末までに閉所または指定避難所としての運営を終了します方向で調整をしています。

また、避難者の半数以上を占める総合体育館と交流情報センターミナテラスの2カ所を、避難を必要とする方々の拠点として、当面の間、運用を継続する予定でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） じゃ、3点お伺いいたします。

ページ数の13ページ、3款民生費3項災害救助費13節住宅応急修理委託料の分なんですけども、先ほどの説明では、57万6,000円の2,000戸分を計上されてるということなんですけども、現在のところ、大体何戸応急修理がされてらっしゃるのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、14ページの14節の使用料及び賃借料で、福祉避難所等トレーラーハウス借り上げ料が6,840万、トレーラーハウスの設置施設借り上げ料が2,928万計上されてますけども、これは全て県と国が負担して、このトレーラーハウスというのは全国的にも初めて取り上げたものだと思いますけども、この辺の具体的な状況はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

それから、ページ、22ページ、災害復旧費2項の文教施設災害復旧費で14節ですね、使用料及び賃借料、仮設校舎リース料1,000万円となっていますけれど、益城中学校ということなんですけども、これはまだプレハブができておりません。で、9教室分というふうになってますけども、これが大体いつからいつまでリースをするように計上されているのか、それをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課長の杉浦です。7番吉村議員の御質問にお答えをします。

議案第41号一般会計のこの補正予算の専決10号で、補正予算の第1号中、13ページの委託料、応急修理についてですけども、今現在ですね、約900件ぐらいです。900弱ですけども、1日十数件ずつ受け付けを当てている状況にあります。まだまだあると思いますけれども、今後も周知しながらいきたいというふうに思っております。

○議長（稲田忠則君） 安田健康づくり推進課長。

○健康づくり推進課長（安田弘人君） 健康づくり推進課安田でございます。7番吉村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

専決の第10号の14ページでございます。3款民生費3項災害救助費14節の使用料及び賃借料の福祉避難所等トレーラーハウス借り上げ料金でございますが、福祉避難所としましてトレーラーハウスを借り上げしておりますが、福祉避難所の実費につきましては、災害救助法の適用を受けると認識をしております。

現状につきましては、グランメッセに25台、愛児園はなくなりましたが、避難所に5台、これは、感染症が発症した場合の保健室といえますか、隔離として使っております。最高で30台来ておりますが、愛児園が御案内のとおり7月1日で閉所しましたので、現在は29台ございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） 学校教育課長の福岡でございます。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第41号、専決第10号平成28年度益城町一般会計補正予算（第1号）の22ページ、11款災害復旧費4項文教施設災害復旧費、1項公立学校施設災害復旧費の14節使用料及び賃借料で、仮設校舎のリース分につきましてでございますが、こちらのリース期間はいつからいつまでかということだったかと思えます。これにつきましては、益城中学校のまず被害状況の説明をさせていただきます。本体に構築されておりましたけども、増築した部分が傾斜しております。この増築しました傾斜部分の教室が3教室の3階建てで合計9教室になります。

この1号補正を予算要求した時期は、まだまだ時期的に早い時期でして、学校としましては、まだどういった形でプレハブ校舎のほうを使いたいという明確な意思表示が、まだ迷っておられる、決定してない状況でございました。そこで、学校からいつ要求があってもそれに対応ができるように、9教室分を6月から翌年3月までの10カ月として予算を計上させていただきました。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） トレーラーハウスの件でお聞きしたいんですけども、トレーラーハウス設置施設借り上げ料のこの2,925万円について御説明がなかったのが1点です。

それと、この36台掛けるの4カ月分計上と聞いてたんですけども、その辺のところももう1回御説明をお願いします。

○議長（稲田忠則君） 安田健康づくり推進課長。

○健康づくり推進課長（安田弘人君） 健康づくり推進の安田でございます。7番吉村議員の2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、設置施設借り上げ料の件でございますが、この締結が4月15日だったものですから、その当時は、グランメッセのほうから1カ月間650万円の4.5カ月ということで計上させていただきましたが、その後、何回か交渉しまして、最後には要らないといいますか、取らないということで、予算は計上させていただいておりますが、執行はしないという方向でございます。

あと、36台を計上しておりますが、トレーラーハウスが、4月15日につきましては、180世帯ぐらいが要支援者ということで該当者がいらっしゃったんですけども、その後、個別に面接をしたりとか、電話等で聞き取りをしました結果、だんだん、だんだん、減ってきてまして、最終的にはグランメッセへ25台、あと、避難所に5台ということで落ちつきました。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 8番野田です。着座でいいですか。済みません、着座をお願いします。

まず、議案第41号の専決第10号、ページ、まず15ページの14節の中の一の下ですね、仮設住宅建設用地借地料474万ですね、について、7万7,900平米掛け6万という説明がございましたが、

これ、耕作補償についてはどこに入っているのかをお尋ねします。

2点目につきましては、同議案のページ、17ページですね。17ページ。衛生費じんかい処理費13節委託料40億120万円。説明で、2次仮設までの運搬料が約10億、あと、事務委託が30億というものでしたけれども、これ、当初は、益城町で使うというお話だったんですけども、今、ホームページを見ると、7市町村で使うということになってますけども、いつ、どのような経緯でですね、1町村から6市町村に変わって、7市町村に変わったのかをお尋ねします。それと、この事務委託の契約日をお願いいたします。それとですね、県からいろんな報告を受けていらっしゃると思うんですけども、いつ、2次仮置き場については工事が終了いたすのかについて、また、今、工事をやっていると思いますけれども、工事費についてどのぐらい見込んでおられるのかについてもあわせてお尋ねいたします。

次がですね、ページ、23ページ、11款5項1目のまず11節の需用費の中の修繕料、これはエレベーターの解体という説明だったと思いますけども、これ、どのような経緯で解体したのか、解体後はどうなのかを説明ください。

あと、14節のですね、使用料及び賃借料2,667万3,000円、プレハブ使用料と空調機リース料となっていますけれど、これはどこの部分なのかをお尋ねします。

これが議案41号です。

せっかくなので、46号のですね、46号です、済みません、46号の条例の部分なんですけども、我々は、今、政策審議監のほうをお迎えしてるんですけども、政策審議監の、済みません、身分についてはどのような形になってたかをお知らせください。以上です。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課の杉浦です。8番野田議員の御質問にお答えをします。

専決第10号の一般会計補正予算（第1号）中、15ページの中での14、使用料・賃借料の中での一番下、仮設住宅建設用地借地料ということで、これはあくまでも借地料のみでですね、補償については、次のページ、16ページのですね、22節補償・補填及び賠償金の中での仮設住宅用地耕作物の補償費ということで175万4,000円、こちらのほうに組んでおりますので、こちらのほうで支出しております。以上です。

○8番（野田祐士君） 分かりました。

○議長（稲田忠則君） 河内環境衛生課長。

○環境衛生課長（河内正明君） 環境衛生課長の河内です。8番野田議員の質問にお答えをさせていただきます。

議案第41号、専決第10号一般会計補正予算の第1号で、ページ、17ページの4款衛生費2項清掃費1じんかい処理費の13節の委託料、これにつきましては、40億120万の予算計上させていただいておりますけども、予算の内訳としましては、県の2次仮置き場の負担金としまして、これは2次仮置き場の設置、運営及び管理、それから、2次仮置き場における廃棄物の処理、で、最終的には、2次仮置き場の原形復旧というところまであわせた形で、28年度において30億120万

円が町の負担金。これについては、債務負担を起こさせていただいてますけども、29年度についてが45億180万ということで、2カ年合計の約75億円の計上となっております。

御質問の、当初は御指摘のとおり益城町のための2次仮置き場ということでスタートしたということで、いつの時点でこういった形で。今現在が7市町村、益城、南阿蘇、嘉島、御船、宇土、甲佐、最近になって西原さんも入ってこられたということで、どの時点でこういったことになったのかという御質問ですけども、本町としましては、当初からですね、益城町単独での仮置き場とさせていただきたいということで執行部ははじめ強く県のほうには要望してきたところでありまして、近隣自治体の被害というものもかなりの被害に上るとということで、南阿蘇、嘉島、御船、さっき申し上げました6市町が参加してきたということで、県のほうにはですね、再三にわたって益城を優先させてほしいという要望はしてきたところでありまして、現在、こういう形で7市町目を、この2次仮置き場を使うというところになってきております。

2次仮置き場については、工事がいつ終わるかという御質問ですけども、県のほうからの情報によりますと、品目を限った形でコンクリートとか木くずと瓦、これについてはですね、8月の下旬から9月の中旬について搬入が可能になるようだと。最終的には、10月の中旬にですね、最終的には混塵、一番最後に出る混合、入り交じったがらですけども、こういったやつは10月の中旬から持ち込めるようになるだろうということで、おおむね10月中旬あたりを工事の完了のめどということになっておるといふふうに思っております。

工事費については、県のほうでこれは入札されておりますけども、せんだって入札情報を見ましたけども、約7億円ほどの費用がかかっておる。この費用についても、先ほど申し上げました7市町で、廃棄物の量に従ってですね、負担をしていくということになります。

それから、町の1次仮置き場についての御質問で、旧中央小学校の跡地、これについて大体いつごろから契約がなされたのかという御質問ですけども、契約そのものは4月の末、恐らく、記憶定かで、ちょっと手元に資料持ってませんけども、4月の25日付あたりでの契約ではなかったかというふうに思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。8番野田議員の御質問にお答えいたします。

議案第41号、専決第10号平成28年度益城町一般会計補正予算（第1号）でございます。ページは23ページでございます。11款災害復旧費5項その他公共施設災害復旧費1目その他公共施設災害復旧費の需用費でございます。修繕料としまして、益城町の役場のエレベーターの部分撤去しております。このことにつきましては、エレベーターの庇、それから、外壁等の補強を行っておりますけども、当初は、応急危険度判定によりまして危険と判断されておりますので、そういった経緯で工事を行っております。

それから、その下でございますけども、14節使用料及び賃借料はプレハブのリース料でございますけども、今の公民館裏で役場の業務を行っております。その分の6月から8月までのプレハブのリース料でございます。それから、空調機のリース料につきましては、今、ユニットハウス

をここですね、ここともう1カ所、役場の駐車場にユニットハウスがございますけども、その分の全館の空調機のリース料でございます。

それから、政策審議監の身分ということでございますが、御存じのように、熊本県からの派遣をいただきまして、主に震災関連業務の相互調整等を行っていただいております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） ありがとうございます。

済みません、もう一度ですね、災害廃棄物の処理委託料の件ですけども、済みません、1次仮置きじゃなくて、2次仮置きの契約日と1町村から6市町村に変わった経緯の日付と、7市町村に変わった経緯の日付をお知らせください。よろしいですか。2次仮置きですね、2次仮置き。

じゃあ、次がですね、済みません、あと、議案第41号の23ページですね、プレハブリース料、これは4月から8月と言われたんですかね。4月から8月。はい、ありがとうございます。4月から8月のプレハブリース料が2,667万3,000となっております。で、私たちがいるこの場所はですね、参議院選挙のときの部分を使っているということであるかと思えます。あと1カ所ですね、駐車場、役場庁舎南側のプレハブのリース料はどこで上がってるんですか。それをお答えください。

その次がですね、済みません、45号の分もいいですか。先ほど言い忘れしました。45号の専決第14号ですね。ページ、8ページ、歳出。衛生費のじんかい処理費の中の13節委託料36億円。家屋等解体運搬業務委託料36億上がっておりますけども、今のですね、現状の進捗状況と今後の予定についてお尋ねします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 河内環境衛生課長。

○環境衛生課長（河内正明君） 環境衛生課長の河内です。8番野田議員の2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

2次仮置き場ですね、契約日はいつかという御質問ですけれども、この2次仮置き場についてはですね、契約という形ではなくて。

○8番（野田祐士君） 事務委託料ですよ。事務委託の県との契約日。

○環境衛生課長（河内正明君） 5月の末にですね、町長名で県知事宛てに災害廃棄物処理事務の委託に関して必要な事項ということで協議をいたしております。その中で経費の負担割合とか、その辺をですね、協議をしておりますので、5月の末ということになります。

○8番（野田祐士君） 5月の23日じゃないですか。

○環境衛生課長（河内正明君） 23日付。はい。

○8番（野田祐士君） で、その経緯ですね。済みません。

○環境衛生課長（河内正明君） 1町から、現在、7市町になったという経緯については、県のほうでこれはやってるということで、詳細なところまでは私もちょっと分かりませんが、恐らくですね、先ほど申し上げましたように、本町の被害というのも甚大なものがありますけども、近隣自治体においても相当な被害が出て、家屋の解体等の数もですね、かなり出てきているという

ことで、近隣自治体においても災害廃棄物の置き場というのに苦慮しているというふうなことから、県に対していろんな働きかけがあって、こういった形になってきているのではないかなというふうに思っております。よろしいですか。

あとですね、議案第45号、専決第14号28年度益城町一般会計補正予算（第2号）中、8ページ、じんかい処理費の中の住宅等解体運搬等業務委託料について36億円、これの進捗状況ということでのお尋ねですけれども、広域解体につきましては、7月7日から11班体制で本町は入っていきましました。現在が、24班体制で、今、実施をしております。来月、8月上旬から9月にかけては、一応、30班体制をとるということで予定をされております。当然、そういった数では足りませんので、年内にはですね、一応、50班体制で臨んでいくというところで、それから、来年、次年度ですね、次年度については、近隣の自治体も解体業協会さんの業者がたくさん入っておられますけれども、ほとんど終えてくるだろうということで、29年度以降については70班、80班、最大でですね、100班体制を目指していくということでの体制ということで進んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長森田でございます。8番野田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

役場駐車場にあるユニットハウスですかね、あちらのリース料についての御質問でございますけれども、ここと二つ一緒でございますけれども、二つにつきましては、6月から来年5月まで無償で提供していただいております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 済みません、3回目の最後の質問になります。

41号の衛生課長のほうにずっとお答え願いまして、まことに恐縮なんですけれども、先ほどですね、2次仮置きについてなんですけれども、2次仮置きの場所についてのはですね、5月23日という事務委託の日にちがありますけれども、それについてはお伺いしたところなんですけれども、お尋ねしたいのが、1町とですね、7市町村ではだいたいぶん混雑ぐあいが変わるということを心配しております。県のほうは事務委託をなされているというお話があつてるものですから、ということであればですね、その契約日とですね、その6市町村または7市町村に変わった経緯とかですね、日にちはですね、やっぱり益城町としては把握しておかないと、例えば混雑したりですね、隣には仮設住宅も516棟あるということになりますので、その対応もですね、やっていかなければならないということだろうと思っておりますので、その経緯につきましては、できればですね、議会中にですね、調査していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それと、済みません、総務課長が言われたですね、無償提供ですか。済みません、2棟というのは何のこと。済みません、無償提供ということであればですね、どういう経緯でどこから無償提供を受けているのかをですね、教えてください。

○議長（稲田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 二つといたしますのは、今、ここにいるこのユニットハウスと全く一

緒ですけども、環境衛生課が使っているユニットハウスの二つでございます。

この件につきましては、業者のほうから災害関連でぜひ使ってくださいという申し出がありましたので、使っております。

○8番（野田祐士君） どちらですかね。

○総務課長（森田 茂君） コマツだったと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

13番石田秀敏議員。

○13番（石田秀敏君） 私も座ったままで失礼させていただきます。

まず、議案第41号に関係しまして、16ページ、一番上の避難所の関係につきまして、ただいま同僚質問に関して、町長から小規模避難所については8月末をもって閉鎖したいと考えているというふうなお話でございました。避難所につきましてははですね、先々はどこかの避難所に集約して、最終的な閉鎖になるのだろうかとは思っておりましたが、飯野の公民館の避難所につきましてははですね、前回の小池島田仮設住宅団地の2次募集におきまして、14戸の戸数に対して3.8倍の申し込みがあったということで、これを逆算しますと、まだ39名の方がどこにも入れられずおられるわけです。その方々が全てその飯野公民館に避難されておるというわけでも、もちろんございません。しかし、あそこに行きますと、ほとんどその関係の方がおられます。それも、高齢者ばかりです。そういう状況の中です、あと、追加の仮設住宅の建設をお願いしてあります。それが、通常でございますと、今から着工、でき上がるのが8月の末か10月の中旬までごろからやっと入居できるような状態じゃなかろうかと思うわけです。それで、小規模の避難所と言いましてもですね、せめて、今、追加、増築をお願いしてあります分が入居ができるまではですね、やはり飯野分館については閉鎖はしていただきたくないという思いです。そこに避難されておられる方々も「ここができるまではここにおいてよかっただろうな」と、そればかり行くたんびに言われますので、どうぞひとつ考えていただきたいと思います。

それからですね、同じ16ページの22節補償・補填及び賠償金で175万4,000円、先ほど同僚議員の質問もありました。仮設住宅用地耕作物補償費、これにつきましては、どここの団地の部分か、そして、その補償の内容ですね、内容をお尋ねいたします。

もう1点は、議案第45号、8ページです。8ページの13節委託料、住宅等解体運搬等業務委託料に関しましてお尋ねいたします。これ、いわゆる先行解体、自主解体分につきましてはですね、今回は予算に計上してないと思っておりますが、この先行解体分につきましてはの今後の予算措置がいつごろになる見通しか。そして、実際、罹災者への支払いができるようになるのはいつごろからの見通しかをお尋ねいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 安田健康づくり推進課長。

○健康づくり推進課長（安田弘人君） 健康づくり推進課長安田でございます。13番石田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど、吉村議員の御質問の中で町長が答弁しましたが、小さな避難所につきましては、各施設の状況を見ながらという文言がございますので、8月に絶対閉鎖するとか、施設の状況を見な

がら、私も8月の末には櫛島とかそういった方々の入居が始まるというところは承知しておりますし、現在、30名ほどの方が飯野分館に避難されているのも知っておりますし、大半の方が高齢者とも知っておりますので、その施設の状況を見ながら検討していこうと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 河内環境衛生課長。

○環境衛生課長（河内正明君） 環境衛生課長河内です。13番石田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議案第45号、専決第14号平成28年度益城町一般会計補正予算（第2号）中、ページ、8ページ、4款衛生費2項清掃費1目じんかい処理費13節の委託料、これの住宅等解体運搬等業務委託料36億円で、この中にいわゆる自費解体、先行解体というような言い方もしてはありますが、この分の予算が含まれてないけどもという質問なんですけども、この36億円の中にはですね、公費解体分と、今年度中にやられる自費解体と、先行解体分、これは含まれております。きのう現在です、自費解体を終えられた方の申請を受け付けておりますけども、大体100件ほどの方が既に終わられて申請をされております。支払いの時期はいつぐらいになるのかというお尋ねだったんですけども、一応、申請受け付けをしまして、当然、中身の書類のチェックをさせていただいて、補償コンサルさんあたりに金額をはじいていただいて、速やかに、何ものなければですね、遅くとも2カ月以内にはお支払いができるということで、住民の方にはお話をさせていただいておす。なるべくですね、早くお支払いしたいということで速やかな事務処理をやっていきたいと思っておりますけども、2カ月以内にはですね、何ものなければお支払いができますよということで案内をしているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 石田議員の御質問にお答えします。

議案第41号、専決第10号の中での一般会計補正予算（第1号）中のページが16ページ、仮設住宅の用地、耕作物の補償ということで、これはどこなのかということでですね、これ、工事が一応5月で済みましたので、その当時で言うと、木山と島田のほうですかね。こちらで、大体面積的には、1町7反、1万7,534平米で、補償がですね、平米100円ということで、一応、しております。この部分、数字がまだはっきりしておりませんが、一応、これぐらいでということとで発車しております。そういうことです。

○議長（稲田忠則君） 13番石田議員。

○13番（石田秀敏君） 答弁をいただきましてありがとうございます。ただ、避難所の閉鎖、これはよくよくですね、慎重にお願いしてやっていただきたいと思います。

それと、先行解体の分については、36億のうちに入るとということでよく分かりました。

それと、ただいまの今度は作物補償関係、木山、島田のほうということでございますが、これは、説明書はただ面積、借家のスペースというような積算のようですが、ちょっと聞いておりましたもですね、やっぱり作物の種類によって予算計上になるのだろうというような話も聞いておりましたので、そこら辺はどんななつとるんですかね。ただ平米当たり100円を掛けるだけで出し

たということですか。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課長の杉浦です。

今、石田議員の質問につきましてはですね、鑑定のほうをですね、いろいろ聞きながら、どういう作物であるかということで、その作物によって単価も変わっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ようございますか。

13番石田議員。

○13番（石田秀敏君） 今の件につきましてですね、この対象者ですね、対象者。対象者は、自分でつくる人、自作者、それと、農業委員会に正式に届け出している小作人の方と、農業委員会に無届けのいわゆる闇小作の方、そこら辺はどちら辺を対象とされるのか。補償期間は今年度だけに限るのか。また、2年間で対象にするのか。そこら辺のところをもう一回お尋ねします。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課の杉浦です。石田議員の3回目の質問に対しましてお答えいたします。

現在ですね、補償につきましてはですね、現在、作物がどのようなのが今、植えてあるかということで、その作物についての補償をすることです。補償ですので、今現在、植えている部分のみについての補償というふうになっております。一応、そういうことで、あと、農業委員会に届けてある、届けてないというふうなのがいろいろあるかと思うんですけども、現在、植えてある部分についてのものを補償としております。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。短く言います。1点だけ、ちょっと確認しときたいことがあるもんですから。

専決10号の28年度益城町一般会計補正予算（第1号）のですね、13ページ、1目の災害救助費の中の11節、避難所の食料費ですが、これ、1食当たり1,100円となると、ちょっと説明されたと思いますが、その1,100円というのはいつから。現在もこの1,100円でいかれよるのか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 木下福祉課長。

○福祉課長（木下宗徳君） 福祉課長の木下でございます。14番中村議員の質問にお答えいたします。

福祉課のほうですね、災害救助法を持っておりまして、この災害救助法の中のですね、1日当たりの食費というのが大体定められております。それが1,110円。その範囲内ですね、賄えるように、福祉担当を中心にですね、努力しております。現在につきましても、その範囲内で収まっているというふうに聞いております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 14番中村議員。

○14番（中村健二君） 1,110円ということで、今、災害救助法の関係で1,110円ですけども、こ

れですね、今、ずっとコンビニさんに依頼しよつとかな。コンビニさんがよく依頼されてるわけですね。

○福祉課長（木下宗徳君） いや、何かかんかあったかと思えます。

○14番（中村健二君） 今、また変わってますか。

○福祉課長（木下宗徳君） いや、コンビニも一つです。

○14番（中村健二君） ずっと。

○議長（稲田忠則君） それは質疑してください。してよかったです。

○14番（中村健二君） だけん、それ、コンビニさんが配達しよるんだけども、その食料の朝、昼、夜の内容は見たことありますか。あの内容で1,110円払ってるんですか、コンビニさんに。

○議長（稲田忠則君） 木下福祉課長。

○福祉課長（木下宗徳君） 福祉課長の木下でございます。中村議員の2回目の質問です。

済みません、先ほど言いましたように、予算担当なもんですから、中身については、済みません、確認のほうが、私、できておりません。

ちょっと物資のほうに昨日聞いております。その内容につきましてがですね、町が主体となって提供している食事ということで、A、Bというふうにあるということでございます。まず、Aについては、朝食におにぎり、昼食にパン、夕食に弁当、それぞれ毎日提供。先ほどのコンビニさんプラス有限会社さんが提供されていると。それと、Bについては、野菜ジュース及び牛乳を1週間に各3回、計6回と。A、B、合わせまして1日1人当たり1,110円内で提供しているというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 14番中村議員。

○14番（中村健二君） 1,110円というと、結構、言われたように、朝からはおにぎり1個なんですよ。110円か120円か。昼はパン1個、あんパンとかですね、ジャムパンとか、まあ、100円するかせんか分からんけど、そんな感じです。夜は300円から390円ぐらいの弁当です。最近、多分、物価がまた、それではちょっと栄養不足になるということでおかずつけてると思いますが、値段の割にはかなりお粗末です。これは、もう少しですね、コンビニさんあたりも内容を上げてもらうようにせんと、それは、コンビニさんがぼろもうけですよ、あの内容だったら。倍の値段取ってるのと一緒ですもん、コンビニさんは。その辺はもう少しですね、ちゃんとして、1回ちゃんと避難所におられる方たちは、炊き出しがあるときなんかはいいですけども、ないときは、どうせ昼はパンだからと。一緒のが来ると、朝からパンを持って帰ってもいらんと。取りに行きませんということを避難所の中で話をされるといことなんですね。いろんな物資がある場合には、カップ麺とかそういうものを与える。与えると言うとおかしいですけど、それを置いて、これも一緒に食べてくださいというふうにしてやらないと、足りない状況なんです。ですから、その辺をもう少しちゃんとして、余りコンビニさんあたりにサービスする必要はないですから。もう少し内容を充実してもらわんといかんとじゃないかなという、その辺をちょっと要望して終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) ないようですから、これで議案第33号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第2号「平成27年度益城町一般会計補正予算(第6号)」から議案第48号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第17号「平成28年熊本地震による被災者に対する益城町税等の減免に関する条例の制定について」までの16議案に対する質疑を終わります。

続いて、議案第49号「平成28年度益城町一般会計補正予算(第3号)」から議案第53号「益城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」までの5議案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

1番上村幸輝議員。

○1番(上村幸輝君) 1番の上村です。1点お伺いいたします。

議案第49号平成28年度益城町一般会計補正予算書(第3号)、この中の恐らく24ページ、11款災害復旧費5項のその他公共施設公用施設災害復旧費1目その他の公共施設公用施設災害復旧費、恐らくここにですね、入ってくるのではなからうかと思うんですけど、各行政区の公民館ですね、68行政区ありますけど、この公民館もですね、かなりの行政区で被災しているものと思います。今回ですね、先ほどの専決の1次補正、2次補正、この中で出なかったんですけど、この3次補正であるこの一般会計補正予算書(第3号)でもですね、公民館の災害復旧費が補正として含まれていないんですけど、どうなっているのでしょうか。これ、非常に気になる場所でもありますので、町としてですね、どのように考えておられるのか伺いたいと思います。お願いします。

○議長(稲田忠則君) 高森生涯学習課長。

○生涯学習課長(高森修自君) 生涯学習課長の高森です。1番上村議員の質問にお答えさせていただきます。

その他の部分に公民館だと思いますが、これについての予算というのが組みされていないという御質問だったかと思いますが、現在ですね、確かに公民館というもの、大変被災しております。各囀託員の皆様方に、一応、今、アンケートをとっておる段階でございまして、9割方返ってきておりますが、全壊、半壊、かなりの数で今、伺っております。ただ、現時点では、去年、条例ができました益城町のふるさとづくり施設整備補助金交付要綱というのがありますが、条例ですね。これに準じてやっていくしか、現在のところ、ありません。例えば新築でありますと、最高額4分の3補助の750万ですね。改修ですと、最高額200万、2分の1補助ということになっておりますので。こういった大きな災害でございまして、アンケートの結果を見て、また次の議会には補正を上げさせてもらえればというふうに思っております。以上です。

○議長(稲田忠則君) 上村幸輝議員。

○1番(上村幸輝君) 答弁ありがとうございます。

やっぱり軽微な修理であればですね、事前に先行して修理のほうもできるんですけど、やっぱりそれなりのやっぱり修理費用であると、やっぱりどうしても各行政区では捻出が難しい。まし

てやですね、やっぱり今のこの状況ではですね、区費をまた集める、そういうのは、現状を考えると不可能に近いと思います。この各行政区の公民館がですね、やっぱり何かあった場合のですね、町民の方々ですね、一番身近な避難所となります。これからですね、やっぱりどうしても台風シーズン、こういうことにも入っていきますので、非常に心配しております。できればですね、早目に要綱、要領、示していただいでですね、修理等できるようにしていただきたいと要望しております。以上、質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

6 番中川議員。

○6 番（中川公則君） 6 番中川です。

議案第49号、ちょっとお尋ねしたいと思います。平成28年度益城町一般会計補正予算。この中のページの22ページですね、11款2項の土木災害復旧費の中の3目公園災害復旧費ですね。この中の節の13と15についてお伺いしたいと思います。

以前の説明におきましては、公園の災害が65カ所という話を聞いておりましたけども、一応、委託料が4,000万、それから、15の工事請負費が11億2,400万と非常に大きな予算計上になっておすもんで、大きな部分といますか、どちらのほうの校区に大きな災害があったか、分かる範囲でですね、御説明をいただきたいと思います。

それから、同じく6目の崖地災害復旧費についてですが、これも13の委託料6,360万ですか、これも設計委託料で、事前の説明では8カ所という形で聞いておりましたけども、分かる範囲でですね、崖はどういうところに発生したかということで御説明いただきたいと思います。それから、工事につきましては、3億5,360万ですか。これについてもですね、大きな災害の部分については、どこで発生したかということで、これからの工事の工期についてもですね、ちょっと分かる範囲で御説明をいただきたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課長の杉浦です。6番中川議員の御質問にお答えします。

議案第49号平成28年度一般会計補正予算（第3号）中、ページが22ページ、公園の災害復旧費ということで、13の委託料及び工事費について、その公園の災害の状況についてということで、全体にですね、66あるんですけども、うちこの災害の法にですね、よるものが、60万以上というふうになっておりますので、この60万以上の部分がですね、全部で15カ所です。15カ所で、一番被害が大きいというところはですね、総合運動公園。総合運動公園がですね、全体で約7億6,000万、これは陸上競技場及びテニスコート、駐車場の修理ということで、そのような金額になっております。次、大きいのがですね、木山の城址公園、こちらのほうが金額でいきますと1億5,000万、これはこの公園のですね、周りの擁壁が相当膨らんでおります。ブロック積み及び石垣、それと、舗装、あとは附属の部分なんですけども、それでこの金額というふうになっております。次にですね、大きいのが、潮井の公園でですね、これのほうは災害のほうがあつておまして、原形復旧するのに歩道の舗装とかですね、側溝、縁石等、これが約4,500万になってお

ります。それと、馬水公園のほうが、これも高いところにありますので、擁壁等が相当やられておりまして、これが3,800万。あと、3,000万を超えるというふうなのですね、ましき野の公園、これが3,100万、それと、秋津川の河川公園のところですね、東屋とかパーゴラのところやられてますので、この部分が3,100万ということで、全部で15カ所で1億1,400万というような数字で、この部分のこの設計委託の部分合わせまして、設計の委託のほうがですね、4,000万というふうになっております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 建設課長の坂本でございます。6番中川議員の御質問にお答えいたします。

議案第49号平成28年度益城町一般会計補正予算書（第3号）中、ページが23ページ、23ページの上の崖地災害復旧費、これの13節委託料、15節工事請負費ということで、崖地災害の箇所、それから、今後のですね、事業の進め方についてどうかということでもございました。

まず、この崖地災害という事業におきまして御説明いたしますと、まず、事業の規模によりまして熊本県のほうで行っていただくもの、それから、町のほうですね、行うものの2種類ございます。それから、崖地崩壊対策事業におきましては、崖の高さ、これが基準になります。家から道路にですね、どれだけ危険をもたらすかというようなことなんですが、まず、5メートル、これを超える崖、これが町で施工する部分が2カ所ございまして、寺迫に1カ所、それから、堂園の付近1カ所、それから、要件緩和ということで5メートルが3メートルになりました。この中で今上がっておりますのが、杉堂が2カ所、馬水1カ所、寺迫1カ所、辻の城1カ所、宮園1カ所、合計8カ所ということでございます。この事業におきましては、現在、予算計上はいたしておりますが、県を通じてですね、国のほうに予算のですね、採択の申請をいたしております。採択されますと、実施設計を行いまして、随時工事請負の準備によりましてですね、工事を発注していくということになると思います。現在申請中ということでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 6番中川議員。

○6番（中川公則君） ただいまの御説明をいただきましたけども、この中で潮井公園のですね、4,500万という形で公園の復旧事業という形で御説明をいただきましたけども、この潮井公園については、まだ今のところ、工事を継続中のところではないわけですかね。そこのところ、ちょっと私は判断が分かりませんので、まだ潮井公園が完成しとる部分じゃないということですかね。そこのところをちょっと説明をいただきたいと思います。

それから、いろいろ崖地関連につきましてもですね、今からインフラ整備にいろいろ御協力いただくわけでございますけども、一日も早く完成できますようお願いしたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課の杉浦です。2回目の質問で、中川議員の質問にお答えいたします。

潮井公園につきましては、まだ完成はしておりませんが、昨年度で工事しました道路からずっ

と越えていったところの左側のほうの擁壁の部分がですね、膨らんでおりまして、その部分等を含めて一番奥のほうに行くに従って道路等もありますけども、それもずれておりますので、そちらのほうを一応災害のほうで認定していただいたということで、潮井公園自体はですね、の今後の28年度についてはストップしております。補助金を一応いただければ、内示はあったんですけども、本年はちょっとできないということで、ほかの復旧のほうが先だということでそちらのほうを。だから、今後、潮井公園のほうにつきましては、29年度以降にですね、行う予定ということで、1年ちょっと延ばさせていただくということにしております。また、状況次第でどういふふうにつくるかというのを皆さん方に報告したいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） いいですか。

○6番（中川公則君） はい、分かりました。

○議長（稲田忠則君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時20分から会議を開きます。

休憩 午後2時56分

再開 午後3時20分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑はありませんか。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村です。

平成28年度一般会計補正予算（第3号）、提出書でいきますと16ページ、民生費、災害救助費の14節の使用料及び賃借料のところ、学校送迎のバス借り上げ料が1,140万計上されております。この内訳をまず教えていただきたいということ。

それと、19ページの7款商工費7項商工費の14節使用料及び賃借料のテクノ団地仮設店舗リース料で6,200万円計上されております。これは、負債のところ、仮施設整備支援事業助成金が6,200万計上されてますので、これの対応された部分だと思うんですけども、この具体的な内訳等をまず報告をお願いします。

○議長（稲田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） 7番吉村議員の質問にお答えさせていただきます。

平成28年度益城町一般会計補正予算書（第3号）の16ページです。14節の使用料及び賃借料の中の学校送迎用バス借り上げ料についてでございますが、益城中央小学校の送迎のバスでございます、ご存知のとおり木山交差点、それから、寺迫交差点等、倒壊家屋が非常に多くございまして、通学路として非常に危険な状態でございます。これは現在も運行しておりますが、益城町役場をまず、第一には出発点としまして中央小学校まで。それから、もう1便は、辻の城の下田商店さん、あその前からまた中央小までの1便ということでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。7番吉村議員の議案第49号の19ページでございます。7款商工費1項商工費の2目の商工振興費の中でのテクノ団地仮設店舗リース料6,200万についての御質問でございます。

テクノ仮設団地につきましては、今、マスコミ等でも報道されてますように、イオンさんのほうが店舗を出展されるということで、報道も出ております。町としましても、一度、商工会さんのほうといろいろ情報交換をやりながら進めてきたところでございますが、震災対応等で私どももなかなか商工業の行政的な部分に対応が遅れたということで、商工会さんともいろいろ調整をしながら、今、出店希望が7店舗、要望が上がっておる状況でございます。と、債権のところでも御説明しましたように、中小企業の整備基盤機構のほうの事業融資で、これは10割の補助でございます。この部分を使って、イオンさんに遅れないように、なるべく早く商工会の意向をお聞きしながら進めたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 7番吉村議員。

○7番（吉村建文君） ありがとうございます。学校送迎用借り上げ料の件なんですけども、今から仮設の入居がどんどん始まってまいります。当然、仮設に小学生、中学生等が入ってくるわけなんですけども、その子どもたちのために、この学校送迎用バスをまた新たにつくるのか、それとも産交バスが新たにテクノ団地から出発する2路線を使って出ますけども、これを利用させるのか、その辺のところの見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） 吉村議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず、テクノ仮設団地につきましては、基本的には産交バスの定期路線を御利用いただきたいと考えております。そちらのほうで中央小学校、木山中学校、広安小学校、広安西小学校、益城中学校はカバーできます。津森小学校については、現在、まだスクールバスのほうを運行しておりますので、テクノ仮設団地に小学生がどれぐらい入居するのかというところも調査しまして、何らかの形で対応したいと考えております。そのほかの仮設団地につきましてもですね、まだ、現在、全ての団地が埋まっている状況ではございませんので、この夏休み期間中にですね、調査をしまして、何らかの対応を行いたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 7番吉村議員。

○7番（吉村建文君） ありがとうございます。この問題は、本当に子どもたちの足を確保するというのは、保護者にとって一番大事なことでありますので、ぜひその点については、夏休み期間中でも、各仮設住宅にどういった小中学校の生徒がいるのかというのを確認していただいて、それに十分対応するような体制をとっていただきたいと思っております。質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 9番宮崎でございます。私のほうは、議案第49号平成28年度益城町一般会計補正予算、ここで2点ほど質問させていただきます。

まず、ページ、2ページ目、歳入。そこの23款町債のところ、今回の補正で合計22億9,400万ほど追加をされます。で、合計56億7,780万円ほどが町債として膨らむというふうに思います。なお、今年度に入るまでの町の借金が大体100億近かったですね。厳密にはちょっと忘れましたが、98億ぐらいだったと思います。そうしますと、合計で約150億ぐらいが一般会計の町債の額になると思われま。そのほか、公共下水道特別会計、これは1次補正の分のところだけで見ますと大体13億、これが27年度末現在で大体70億から80億ぐらいだったと思いますが、町債の分が。そうしますと、合計です、足してみますと、大体220億から30億ぐらいが、町が今、借金を背負おうとしているところでありま。

そこで町長にお伺いいたしますが、町としてどれぐらいまでだったらこの町債に耐えられることができるのか。どれぐらいの腹づもりをお持ちになっているのか。これについてお伺いをいたします。これが第1点です。

それから、第2点ではですね、同じ議案の中で、ページ、25ページです。11款災害復旧費5、その他公共施設公用施設災害復旧費の中の1目そのた公共施設公用施設災害復旧費14節使用料及び賃借料、仮設庁舎の賃借料で4億9,032万円というのが計上されております。このことについて、次の3点、ちょっとお答えしていただきたいと思いま。

まず一つは、今回、予算計上されている仮設庁舎リースの件に関して、町はどのような検討のもとに今回の予算に上げられたのか。2点目は、今後、役場の庁舎をどのようにしようと考えられているのか。特に、これまでの従来の庁舎についての取り扱いはどうされるのか。3点目はですね、今後、住民との懇談会が間もなく始まります。そのときまでに待てなかったのか。ちゃんと住民の意見を聞いて庁舎の移転なり、仮設移転なりは考えられないのか。

もう1回、3点質問したことを繰り返しま。1点目はですね、今回の予算計上されている仮設庁舎リースの件に関して、町はどのような検討のもとに今回の予算に計上されたのか。それから、2点目は、今後の役場庁舎をどのようにしたいとお考えになっているのか。特に従来の庁舎、これはどういうふうにご利用されていくのか。取り扱いはどうされるのかという。それから、3点目は、今後、住民との懇談会等で住民の意見を聞いてですね、町の庁舎のあり方、どうしても仮設が必要なら仮説が必要だということを住民に投げかけて、住民の意見を聞いてお決めになるまで待てなかったのか。この3点について質問をお伺いしたいと思いま。よろしくお願いま。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。9番宮崎議員の議案第49号、町債に関しての御質問でございます。

今、宮崎議員のほうからもございましたように、起債の現状につきましては3月議会とかです、提案しましたこの当初予算の177ページでございますが、そこに記載しておりますように、平成27年度末の現在高の見込み額を記載しております。その金額を申しますと、今、宮崎議員もおっしゃいましたが、98億7,416万円となっております。そして、今回の一般会計補正予算（第3号）、49号議案の12ページをごらんいただきますと、23款の町債の計の欄は、補正前の額が33億8,380万円、今回の補正額が22億9,400万円と、計の56億7,780万円となっております。これは、

非常に厳しい状況だと認識しております。ただ、今回提案しております歳入欠かん債の9億4,000万円にしましても、被災されている住民の方々の住民税の減税分でございますが、住民の方々の状況を考慮しますと、住民税の減税は必要な措置でございますし、公共施設等の災害復旧、それから、公費解体費、このような事業も当然必要でございますし、これらの事業を実施していくには起債をするしかほかに手だてがないという状況でございます。どれぐらいだったら耐えられるかという御質問でございますが、今後は国庫負担金等のかさ上げや起債に対する交付税措置の上乗せなど、国への要望、働きかけをいろいろな方面から行うとともに、私どもにできることとしましては、歳出においてはこれまで以上の節約に努める必要があると認識しております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。9番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

平成28年度益城町一般会計補正予算書（第3号）の25ページでございます。14節使用料・賃借料で仮設庁舎の賃借料についての御質問でございます。

まず、リースの件でございますけども、どのような検討をしてきたかということでございますが、今まで、リースの中でも逐一役場では、役場再建チームというのを発足、プロジェクトチームの中でもいろいろ御相談してきたところではございますが、当初はですね、震災の後、ここも被災しておりまして、当初は通常業務ができなかったんですけども、そんな中で役場再建チームとかですね、避難所対策とか、仮設に関するチームとか、いろいろ、罹災証明とかのチームをつくって業務を行ってまいりました。そして、業務につきましては、まず、5月9日に、一番最初に保健センターで、一部ではありますけども窓口を業務を行ってきました。それから、5月の17日につきましては、初めて公民館に場所を移して窓口業務ができるようになっております。そして、今のプレハブが、6月3日ですけども、何とか役場の全般的な業務がですね、公民館と、それから、プレハブの中で一応全部の課が仕事できるような体制をとったところでございます。ただ、災害関連業務、増えてきておりますし、例えばまだ住まい支援チームは男女共同参画センターであったりとか、それから、環境衛生課はユニットハウスとか、ばらばらなところで、今、分散して仕事をしている状況でございます。そして、公民館の状況を見ただけで分かりますけども、狭い中で町民の皆さまがたくさん来られて、場所もちょっと分かりにくいとか、駐車場も足りないとかいうところで、非常に問題も発生しております。そんな中で、町としましては、今後、復興計画が5年、10年かかると思いますので、行政も基盤をつくっていかなきゃならないと。基盤となるのは役場の庁舎、それから、今後、県外から多数の職員の方が派遣で来られますけども、その働く場を十分確保しなければいけないというところで、総合的に考えまして、プレハブではございますけども、十分な行政機関をつくりたいと思ったところで、今回、提案をさせていただいております。

それから、今後、役場庁舎をどうするのかということでございますけども、本庁舎につきましては、今後、皆さん方の御意見、町民の方の御意見を聞きながら、復興計画の中で十分考慮され

ると思いますし、今の旧庁舎とか現庁舎につきましては、被害調査もちょっと、全般ではございませんが行っておりまして、エレベーターとかパソコンとかですね、そういった部分はまだ調査しておりませんが、被害も3億1,000万ぐらいの修理代がかかるというふうに積算をされています。そんな中で、現状としましては、まずは仮設をつくって、そして、場所をグランメッセ木山線に移してですね、復興に向けての体制を整えたいと思っておるところでございます。

それから、住民懇談会まで待てなかったのかということでございますが、本庁舎となりましたら、当然、それは住民の意見を十分聞きながらやっていくべきだと思いますが、一つには、電算関係ですね、今年度に絶対しなくちゃいけないというような事業もございまして、それを来年1月までに整備しなくちゃいけないと。マイナンバー関連のセキュリティー強化事業でございますので、それを1月開始に合わせてやったほうが、補助金もありますので、そういうことで今年度中に仮設庁舎をつくり、来年1月から業務を開始したいというところで考えているところでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 1回目の答弁、ありがとうございました。

まず、第1問のですね、町はどれぐらいの借金まで何とかできるんだろうかというような質問に対して、直接町長からお答えしていただきたかったんですが、企画財政課長から答えていただきましたが、ほとんど答えになってないと。私の意図するところは、答弁にはないと。誰でもですね、今、こういう非常事態においてですね、金がかかるというのは、それは当然必要だし、必要なところに皆さん、金はですね、使っておられると思います。無駄遣いしているとかは一切思っておりません。だけど、やっぱりですね、町としてどれぐらいまでは借金ができて運用できるかというのは、常にやっぱり考えとかなないと、必要な事項が起きてからですね、ここまでできる、あそこまでできる、これではちょっと遅いんじゃないかと。行き当たりばったり、こういう感じをどうしても受けてしまいますんで、一つの腹づもりだけはですね、どこかに持っとなきゃいかんと、そういうふうに思いますがいかがでしょうか。町長、もしあったら答えていただきたいと思っております。

それから、2番目ですね、今、庁舎の問題でいろいろ、3問質問した中で、一つについてはですね、あれですね、いろいろ検討されて、多分されたんでしょうから、それはそれで構わないと思うんですが、今後の庁舎のやり方をですね、決める前に、とりあえず自分たちだけは、業務の関係かどうか分かりませんが、町民から言わせると、自分たちだけ安全なところでいて、都合の良いように。今、町民が非常に苦労してですね、家の近くで仮設、もしくは小屋に寝て生活してる人がたくさんおるわけですよ。だから、少しこの町民の目線とかけ離れてるんじゃない。ここがですね、本当に使えないというのであれば、皆さん、理解されると思います。だけど、今、何とか、かなり制約を受けながらも業務をやっとるし、この庁舎もですね、当初の余震が続くときと比べると非常に安心、職員の方も入つとられるとか。こういう状況の中で、当初検討されたやつから少し再検討すべきじゃなかったのかなと、こういうふうに私は思いますけども、当初の状況とちょっと変わつとるんじゃないかと。とにかく職員の安全を確保するためにはここが必要

だと。いろいろ応援の人を囲うためにはここが必要だったというのは分かるけど、もうだいぶん状況が変わってですね、これから応援の人は確かに何人かおいでになるだろうけど、これより増えてこない。どっちかと言うと縮小体制に入っていくと。業務も。じゃないかと、こういうふうに思うんですけど、そういう観点から言うのですね、この庁舎、これをうまく活用したやり方があったんじゃないか。仮設をどうしても4億9,000万かけてですね。そして、仮設は何年かしたら取り外すわけですね。町の財産としては残らないと。という話だろうと思うんですけど、これについて再度ですね、もう1回、何か利用する方法はなかったか。

それから、やっぱりたとえ仮設であっても四、五年入るわけですね、町が。町民の意見をやっぱり聞かないと。人によってはですね、老人があんな遠いとこまで行けんよと。またバスを走らせるという話になるかもしれませんが、何かそういうのをよくよく住民の意見を聞いて、処置できるやつは手を打って、やっぱりこの予算を提示すべきではなかったかというふうに思うんですがいかがでしょうか。2回目の質問。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。9番宮崎議員の2回目の御質問でございますが、宮崎議員、震災前から町の財政に関してはいろいろ御意見いただきまして、常々、今回の起債と関連しまして、基金についても以前からいろいろ御提言をいただいております。そういうことで、今回も参考資料という形で、現在の基金の状況という形でお配りしておりますけど、これはそれをごらんいただければと思います。これ、あくまでも予算上の基金の現在高でございますが、基金が10ほど種類がございますが、その27年度の決算としましては38億4,980万7,000円という基金がございました。それから、28年度予算、これ、予算上でございますが、当初予算で9億2,000万円。それから、先ほどの専決、補正第1号でございますが、それで6億4,000万、そして、今回、補正3号、49号で5億円、9億2,000万が、当初それから1号補正で6億4,000万、今回が6億ということで、現計の合計としましては17億8,980万7,000円という非常にこう、厳しい状況になっております。

これまでの考え方でいきますと、予選編成上は、基金繰入金を計上してしましても、非常時の災害等を考慮して、決算時には減額補正等によってなるだけ基金残高が減少しないように心がけてきたところでございます。現在の現計合計額が17億8,980万7,000円となっておりますが、今回は、今までのように基金繰入れを減額して基金残高を維持するというのは大変難しい状況にあると予想しております。心づもりというお言葉がございましたけど、これはやっぱり今回の熊本地震も激甚災害等の指定にされていますので、国からのそちらのかさ上げとか交付税措置の金額をしっかりと検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長森田でございます。宮崎議員2回目の御質問にお答えいたします。

確かに町民の皆様の安全が一番でございます。当然、役場には多くの町民の方も来られますので、安全確保につきましてはですね、当然、考えていかななくてはならないと思っております。

それから、御指摘のとおり、復興まで5年から10年かかりまして、当然、予算面をちょっと説明させていただきましても、今回、2年間で計算させていただきましたけども、5年間とした場合には、この見積もりもらってますけども、5億7,132万というところで、3年目以降は相当負担が安くなってまいります。年間2,700万といたしますか、相当減額されます。それから、役場の仮設の庁舎の賃借料につきましては、その財源が100%の起債でございまして、一般単独災害復旧事業債という事業債がございまして、これは、47.5%から85.5%の交付税措置がございまして、財政に確認しましたところ、益城町の場合、被害が大きいというところで、最大85.5%の交付税措置が受けられるんじゃないかというふうな予測がされております。その場合、町の負担は14.5%になるわけでございます、財政面からもですね、この起債を十分活用していきたいというふうに思っています。

それから、派遣職員ですけども、中長期で今から災害復旧業務が、農政、建設、都市計画あたりが技術職になりますが、大体、町では53名程度の今から中長期のですね、1年から2年かけて派遣をいただいて災害復旧に当たりたいと思っております。

それから、先ほど、被害の状況を説明申し上げましたけども、もちろんひびとかですね、窓枠のひずみですか、はあるんですけども、柱が傾斜してございまして、役場の傾斜自体がですね、もう修復不可能というところの報告も受けているわけでございます。そういったわけで、今回、仮設のほうを提案させていただいております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） ありがとうございます。3回目の最後の質問になります。

企画財政課長からする、基金のことまでお話しいただいたんですが、基金はいろいろ資料をつくっていただいてありがとうございます。基金もですね、もう統括してあります。だけど、今回はですね、基金よりも、要は町債のほうですね。本当に町として十分認識のもとにですね、いろいろなことをやりたいところはあるんですけど、そうはなかなかいかないということをですね、優先順位を決めてやっていかないとしようがないということを申し上げたかった。そういうふうに思います。

それから、庁舎の件なんですけども、これは最後の質問ですが、理由は聞きましたけども、この庁舎はもう全く使えないんですか、使えるんですか。使えないのであればですね、当然、これは壊すべきですから、この近辺にはなかなか、ここで業務をやるというのは難しいと思うんですね。そしたら、当然ですね、ほかに移らなきゃいかんです。その決定は、我々はまだ聞いてないもんですからですね。今の職員さんたち、我々もあそこへ入って、町長も今、執務室、まだ使ったりされてるから、まだ一部使えるんじゃないかと。手直しすれば5年、10年ぐらい使えるんじゃないかと、こういう認識がどうしても走っちゃうんですよ。これはもうだめだと、危ないと言うのであればですね、それは今回の予算計上されたのもごく当然で、そっちのほうにシフトしないとぐあいが悪いと思います。

そこで、最後の質問は、本当にその庁舎はですね、使えないんですか。どなたがそういうふうに判断されたのか、それをお伺いしたいと思います。

それから、もう1点ですね、もし向こうのほうに移らなかった場合、今回、予算計上でね、こういう困ったことが起きるのか、これを教えてください。済みませんが2点、よろしく願います。

○議長（稲田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 宮崎議員3回目の御質問にお答えいたします。

現庁舎が使えるかどうかということの御質問だったと思いますが、そうですね、専門的な調査というのはですね、工学会に依頼しまして、視察という立場の中では行っていますが、長期間に及び専門的な調査までには至っておりません。ただ、その中で、建物の傾斜が厳しい、そして、被災度区分判定調査というのがございますけども、それを受けての最終的な判断になるかと思えます。ただし、町としましては、昭和56年から35年使っておりますけども、これからどのぐらいの費用がかかるか、その費用の積算というか、期間、それから、いろんな、使えるか使えないかもありますけど、使うか使わないかという判断はですね、また、その時点でまたしていかななくてはならないと。ただ、目の前にあるのは、先ほど申しましたように、早急に仕事をしていく状況があるというところで、仮設をですね、急ぐというよりも、必要性から今回、上げております。

それから、役場のこの建設につきましては、発災当初から役場再建チームつくって、少しずつ拡大してきてるわけがございますので、まずはその仕事をする場をつくって、そこに向けて住民のサービスもですね、もとに戻すような方策をしていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

15番竹上公也議員。

○15番（竹上公也君） 15番竹上でございます。先ほど宮崎議員がおっしゃいました第49号の最後のページのと同じ質問になる、似たような質問なんでやめようかとも思ったけどもやりたいと思います。

仮設庁舎賃借と24カ月という御説明があったわけですが、この時期に来て、また仮設の、当初、借りなければいけない理由、根拠、何だろうかというふうな気がしております。というのは、忙しい地域、いわゆる罹災証明、あるいは解体の申請の申し込み等、多い地域、大分忙しい時期が過ぎたというふうな気がしております。そういう中で、先ほど、総務課長のほうからまた、仕事の分担がいろいろとあちこちで分かりづらいうからというふうな御意見でございました。そういう中ではございますけど、その根拠という、4億9,000万使わなきゃいけない仮設庁舎のその理由を聞きたいと。本庁の修繕ですね。本庁舎は早急におこない、元に戻すような体制をとったほうがいいんじゃないかと思いますが、先ほどの建物が傾斜している、あるいは本庁舎内では無理やろうということでございますけれども、修理すれば、ほとんどのものが直っていくんじゃないか。どこ見ても窓がきしんできるとか、ドアが開かないとか、そういう状況は見当たらない。そこのところを<聞きとり不能>というような感じがいたします。ある程度直してしまえばほとんど通常の建物と変わらないようになるというふうな気がしてなりません。そういう理由で4億9,000万かけて庁舎をするのであるならば、その前にやっぱり直して使えるのだったら直したほうがいいんじゃないかというふうに考えるところですが、再度、そこら辺のことをお伺

いしたい。

あと、もう1点聞きたかったんですが、その庁舎の今後の使い方、どうしていくのか、どう計画されるのかということが先ほどの宮崎議員の質問の中でもありましたので。その2点だけ、その理由、根拠、なぜつくらなきゃいけないのか、リースしなきゃいかんのかということと、早急な修繕をなぜしないのか。こちらの庁舎から退去しなきゃいけないのか、2点だけお聞かせいただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。15番竹上議員の御質問にお答えいたします。

御質問は、25ページ、同じ仮設庁舎についての御質問でございます。

この必要性につきましては、先ほど宮崎議員の御質問にありましてとおりでございますけども、今の状況を再度申しますと、役場の各部署が5カ所、6カ所に分散して、役場として機動力と申しますか、組織力といいますか、連携もとれていないと。1カ所に集めて、それから、町民の方にも分かりやすい役場でなくてはいけないと思っております。そして、これまでのいろんな業務が、今からたくさんあります。それを一手に行政でスピード感を持ってやっていくという中で、絶対必要性があるというふうに私は思っております。

それから、現庁舎につきましては、被害調査も行っております。全体的な柱の傾斜とかですね、ゆがみとかが、書面でもございますけども、その結果をもとに判断といいますか、をしているわけでございますので、決して使用できる状況じゃございません。ただ、この調査につきましては、全体的な基礎部分とかですね、基礎の部分とか、まだたくさん、これに含まれない、3億1,000万に含まれない部分の予算はあると思っておりますけど、まだそこまでは、済みませんが、まだ調査をしております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 15番竹上議員。

○15番（竹上公也君） 役場ですね、こちらのほうの調査をですね、早目に、後々のこの庁舎を一つにするときには、あるいはやはり今回の賃料、庁舎を借りる、こういう問題は出てくるんじゃないかと思っておりますね、できるだけ、その順番からいけば、やっぱり庁舎を、じゃ、どうするかという話が先にこなきゃ。よって、どうしてもだめなら庁舎の建てかえという判断になりますね。わざわざ建てかえるのに、どこかを借りて、その当然の備えはあるんでしょうけども、ただし、今回の話を聞いてみれば、60メートルの30メートルの2階建てのハウスが建ちますというようなところでございましたけども、計算すると1,800平米、いわゆる2階建て、3,600平米、その坪数が3で割りますから1,200坪。1,200坪が悪いと言ってるんじゃないです。4億9,000万がそこにそのまま建物リースでやるということじゃないにしても、坪単価が40万ですね、かかるとるんです。24カ月で割りますと、月当たり1万7,000円かかる、いわゆる3LDKのマンションだったら50万ぐらいという話になるんです。その辺のことも含めてね、計算されているのかというふうな気もしないわけじゃないわけですね。いろいろその辺のそういうもの、できるだけこういう時期ですのでね、辛抱していただいて、そういうお金が出ないような方向でしてい

ただくならありがたいかなというふうな気がしております。そうは言っても、そうせざるを得ない理由があるとするならば、仕方がないこととございますので、それは仕方がないと思いますけど、要望としては、できるだけ今のまま大切に使いえればということで、要望として終わりたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

3番富田徳弘議員。

○3番（富田徳弘君） 3番富田でございます。

議案第49号ですね、21ページ、11款1項1目15節のですね、工事請負費1億5,000万ですね。説明の中で農道、用水・排水路の修繕との説明がありましたが、農道は別としまして、用水・排水路は土地改良組合管理となりますが、中には町の管理区域もあると思いますが、その辺の説明とですね、それは完全修繕だったのか、応急修繕だったのか、そのあたりの説明をお願いします。

○議長（稲田忠則君） 森本農政課長。

○農政課長（森本光博君） 農政課長の森本でございます。3番富田議員の御質問に答えさせていただきます。

議案第49号平成28年度益城町一般会計補正予算書（第3号）中のページ、21ページですね、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目農業用施設災害復旧費中の15節の工事請負費ですね、1億5,000万、災害復旧工事請負費ということで予算計上させていただいておりますけども、これは農道ですね、と、用排水路分ですね、30カ所分のですね、今回の1次査定部分についてのですね、工事請負費分として予算計上させていただいております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 3番富田議員。

○3番（富田徳弘君） ありがとうございます。その場合、用水路・排水路ですね、いろいろ利用者戸数でいろいろ種類も多いと思うんですけど、町は大体どのレベルまでの用排水路の修繕を行ったのか、よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 森本農政課長。

○農政課長（森本光博君） 3番富田議員の2回目の質問に答えさせていただきます。

どの程度まで災害復旧かという御質問だったと思いますけども、一応、基本として、災害査定にはですね、一応、工事費が40万以上というところになっております。それと、半径150メートル以内ですね、集約をして40万以上の工事費であれば、災害査定のほうに申請ができるということで、なるだけ災害復旧費をですね、申請をやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 3番富田議員。

○3番（富田徳弘君） ありがとうございます。申しわけないんですけど、可能でしたらですね、区域ごとでよろしいんですけど、修繕箇所を説明いただく、可能ですかね。修繕箇所。区域ごと、修繕箇所の説明ですね。修繕箇所。

○農政課長（森本光博君） 何百カ所とあります。

○3番（富田徳弘君） じゃ、いいです、はい。分かりました。じゃ、これで終わります。あり

がとうございました。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

5 番 榮正敏議員。

○5 番（榮 正敏君） 5 番 榮です。ライフラインの関係のほうでちょっと質問させていただきます。

議案49号、18ページ、4 款 1 項 3 目環境衛生費についてですが、処理場の煙突が震災で壊れまして、2 カ月ほどぐらいでしたのですかね、ごみ処理ができなかったですね。あのとき、町外に持ち出して大分いろいろあった。町民のほうも何ですか、不満も高まっていきました。なかなかごみ処理ができなくて不便と。その後、当初、もう使えんだらうといううわさを聞いていたんですが、途中で修理可能になって、今、稼働してます。この焼却施設は、今後ともこのままで何年か使っていくという、完全修理という形になっているのでしょうか。それが一つ。

それと、議案第52号、3 ページ、歳出の 3 款 1 項 1 目、下水道に関することなんですけど、町の施設は 1 系、2 系、3 系、三つで稼働していると聞いてます。それで、今、稼働しているのが災害でやられて、2 系だめで、1 系だけでやっているということを知ってる。それで、今現在の町の下水の処理能力に対して下水道施設は何%ぐらいの稼働で賄っておるのか。それと、この施設をあと 2 系修理するのに、災害前の 100%の状態に戻すにはあと何年ぐらいかかるのか。概算でどのぐらい、何十億なのか、どのぐらいになるのか、修理費用の概算ですね。それと、基幹の道路、益城町全体の下水のこの被害、これを今、応急で無理やり流しておりますけど、これを完全修復するには 10 年というサイクルが必要だと思いますが、大体何年ぐらいで幾らぐらいだろうという、目算はどのぐらいかということですね。それをお聞きしたいと思います。

それと、専決で一つもう決まっちゃったんですが、水道のほうですけど、水道のほうの。

○議長（稲田忠則君） 専決は終わってますけど。

○5 番（榮 正敏君） あとどんぐらいたらうかというのとだけ聞いて。

○議長（稲田忠則君） もうだめだめ。

○5 番（榮 正敏君） 金んこつは言わんけん。

○議長（稲田忠則君） だめだめ。

○5 番（榮 正敏君） この補正予算を、何しろあれは通して、復興の第一歩としなければなりません。一生懸命頑張ってお互いやっていきましょうと思います。

質問は、1 問ずつ、じゃ、お願いします。もう 2 問はしません。以上です。お願いします。

○議長（稲田忠則君） 河内環境衛生課長。

○環境衛生課長（河内正明君） 環境衛生課長の河内です。5 番 榮議員の質問にお答えをさせていただきます。

議案第49号平成28年度一般会計補正予算（第3号）、ページ、18ページでございます。4 款衛生費 1 項保健衛生費 3 環境衛生費 19 節の負担金補助及び交付金、これにつきましては、議員さんおっしゃったとおりですね、震災後から 5 月の末あたりまで、クリーンセンターがですね、正常な稼働ができなかったということで、宇城のクリーンセンターでありますとか、長洲あたりまで

ですね、そこから持ち出しをして、ほかの組合にですね、処分を依頼したということでの処分費の負担金ということでの予算の計上でございます。これにつきましては、うちだけではなくてですね、益城、嘉島、それから、西原、3町ですね、負担割合に応じて負担をしております。

このクリーンセンターについてですね、修理というのが完全に終わって、まだずっと使い続けるのかという御質問ですけども、修理を終えてですね、当初は24時間フル稼働というような形で稼働していったということで、修理についてはですね、全て終えたというふうに考えております。当面はですね、やはりあのクリーンセンターを使っていくということで間違いはないと思いますけども、御承知かと思えますけど、嘉島町、西原、それから、さらに広域化という話もですね、出ておりますけども、それまではですね、やはり3町の組合として使っていくということであると思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 水上下水道課長。

○下水道課長（水上眞一君） 下水道課長の水上でございます。5番榮議員の御質問にお答えいたします。

現在、浄化センターの処理容量がどのぐらいかということでございますが、震災後、3系あるうちの2系に破損が生じまして、1系で稼働しておりましたが、応急的な仮設工事を本下水道事業団の事業により実施しましたところ、現在、6割から7割程度の回復力だと考えております。

それから、100%になるまでどのぐらいかかるのかという御質問でございますが、基本、3月末を考えております。3月末で浄化センターの工事を終了させたいというふうに、今のところは考えております。

それから、管の部分、道路とかですね、そういった部分の被害総額はどのぐらいなのかということなんですが、今現在、国交省の災害査定を受けておまして、あす、8次査定、これがもう管径部分では最後の査定になりますが、一応、申請額が26億円程度ということになります。

それから、管径部分の最終的な復旧時期なんですが、まず、1年ではちょっと無理ということで、少なくとも3年ほどはかかるんじゃないかと、今のところ想定しております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員、ようございますか。

○5番（榮 正敏君） はい、ありがとうございました。はい、終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかにありませんか。

16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君） 16番渡辺です。1点だけお尋ねいたします。

議案の49号です。平成28年度益城町一般会計補正予算（第3号）のですね、23ページです。崖地災害復旧工事ですね。建設課長から先ほどいろいろ御説明がございました。事業規模としては5メートル以上ということでございました。そういうことで8カ所とお聞きしておりますが、この点につきましては、まだ相当あるんじゃないかと思っておりますが、継続してやられるつもりですか。その点をちょっとお尋ねいたします。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 16番渡辺議員の御質問にお答えさせていただきます。

議案第49号の23ページの崖災害復旧費ということで、今回、8カ所ということですね、上げさせていただいておりますが、これで終わりというわけではございませんで、随時ですね、この事業においてはやっていくというような国の意向があるということを伺っております。ですから、現地ですね、どれぐらい量があるか、数があるか、その辺の調査をですね、今後も継続的に行っていく必要があるのかなと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員、ようございますか。2回。

16番渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君） どうもありがとうございました。それじゃ、2回目をお願いいたします。

今ですね、今、崖崩れの問題で、民関係を上小谷地区で今、非常にこう、上小谷地区が相当、擁壁、石垣等が崩壊しております。その点について、今、上小谷地区で、何とかこれはしてもらわんと、みんなできないという要望書が出て、県あたりにもきょうあたり行つとるんじゃないかなと思っております。振興局にもきょう行くということでございまして、非常にこう、被災地に遭われて、やっぱり隣に擁壁及び石垣等々が崩壊していると。うちも被災地におるときはなかなかできないというような状況で、やはり民は個人がするのは当然だろうとは思っておりますが、なかなか被災に遭っているところでできないというのが現状でございます。相当お金もかかるということでございまして、みんな、非常にこう、どうやったらいいんだろうかということで上小谷地区でみんなが集会を開いて、何とかせにゃいかんということで、県あたりにも陳情に行きたいということでやっておるわけでございますが、非常にこう、個人対個人で裁判にまで至るというようなケースもあるんじゃないかと思っております。そういうこともぜひ、少しでも補助という形で、町といたしましても、全力を尽くして頑張っていたきたいと。これは要望でございますが、みんな、そういうことで、近いうちに町長にも陳情に行きたいということでございまして、その点をどうぞよろしく願いをいたしたいと思っております。また、これはですね、非常に切実な思いで皆さん、考えておられます。どうしようかと。どうにもならないというのが現状でございますが、何とかこれは少しでも補助という形で、全額とは申しませんが、そういう気持ちでやっていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げまして、町長の御意見をお聞きしたいと思っております。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 渡辺議員の御質問にお答えを、要望ちゅうかですね、お答えしたいと思います。

ただいまの件についてはですね、非常に各市町村が抱えてる問題で、擁壁の問題とかですね、とても個人ではということで、民の問題とって、通常ならできないような問題かなということがありますが、先ほどの公民館も一緒です。公民館もやはり、これは行政財産じゃありませんので、地域のほうの財産になりますので、当然、通常ならばふるさとづくり整備の補助金とかですね、そちらのほうの町から補助金出していく形になりますので、そうすると、1,000万でも、こちらのほうも非常に、町の予算がとても、50件あれば5億になりますので、今の件についても一

緒です。それと、やはり集団移転についても、10軒以上とかですね、そういったこともありますので、どうしても制度上は当てはまらないようなことがありますので、やはり補助の拡充とかですね、制度の見直しとか制定とか、今、国のほうにもですね、市町村の連携中枢都市圏で要望を出しています。県のほうにもそういったその件についてはですね、これはもう民民の問題だけど、到底民民で解決できないような問題ですので、全力で取り組んでおりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 8番野田です。議案49号に、2点についてお尋ねしたいと思います。

ページ、16ページ、3款民生費の中の13節の委託料の中で総合体育館の避難運営委託料とありますけれども、総合体育館等については業務委託でですね、YMCAさんとかですね、出している分がだいぶんあると思うんですけども、これ、この3,750万とその兼ね合いというのはどのような感じになっているのかを教えてくださいたいと思います。

で、2点目はですね、先ほど来、ページ、25ページのその他公共施設公用施設災害復旧費の中の仮庁舎賃借料4億9,032万ですかね、についてですけども、今までですね、意見交換会、例えば区長会であったり、民生委員であったりですね、あとは仮設住宅等も回られてですね、いろんな話を聞かれたということであったんですけども、そのときもですね、仮設庁舎等もですね、お話出しているのかなのか分かりませんが、住民の方、または区長会、民生委員の方はですね、何というふうにですね、おっしゃったかをですね、お尋ねしたい。もし出てないのであればですね、それでも結構ですけども、いろんな方の意見をですね、参考にするということであれば、そこで出しとけばですね、問題なかったのかなという気もいたします。

それとですね、それに関連ですけども、先ほど、ここの分とですね、向こうの分をコマツさんとおっしゃったんですけども、総務課長、コマツハウスさんでいいですか。はい、分かりました。4億9,000万のですね、できればですね、もし何月から、もし建てるのであればですね、何月からやっているのか。もし設計図とかがあればですね、どちらのほうがですね、やっているのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 安田健康づくり推進課長。

○健康づくり推進課長（安田弘人君） 健康づくり推進課長安田でございます。8番野田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議案第49号のページ、16ページでございます。3款民生費3項災害救助費13節委託料、この中の総合体育館等避難所運營業務委託料の件ですが、3,750万円を組ませていただいております。この内容につきましては、1,250万掛ける3カ月分、7月、8月、9月分を想定しております。これも全額災害救助法で見るということで、同じ救助費の中の10ページの17款県支出金1項社会福祉費4節の災害救助費負担金7,485万6,000円、災害救助負担金ということで組ませていただいておりますが、これは、4月15日から9月分まで歳入を組ませていただいております。4月15日です。益城町総合体育館はYMCAと避難所業務の委託を締結しております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長森田でございます。8番野田議員の御質問にお答えいたします。

28年度益城町一般会計補正予算書（第3号）の25ページでございます。役場仮庁舎についての御質問ですけれども、今まで意見交換会に出してるかという御質問、一番最初ですけれど、仮設庁舎については、交換にはまだ出しておりません。

それから、何月から建てるのかというところですが、今のところ、平面図あたりですね、各課あたりで見てもらって、どのぐらいの面積になるのかというところを、今、積算といいますか、大体図面の大きかなところを今からつくっていく段階でございます。ただ、町としましては、今年中ですかね、12月中に完成して、1月から業務開始したいというふうに思っております。以上です。

○8番（野田祐士君） 設計は。

○総務課長（森田 茂君） 設計はまだ今から。

○議長（稲田忠則君） 8番野田議員。

○8番（野田祐士君） 失礼いたしました。設計は今からということですが、1点ですね、聞いたかったのがですね、仮設住宅1,300戸をつくってますけれども、約6社でつくっているんですよ。4社が約700戸、残り2社が約600戸強ですね。で、その中に、先ほど、コマツハウスさんといった、限られてる場所ですよ。ここをですね、無償提供されてるということですが、これは、その2社のうちの旧コマツハウスさんで、今、コマツハウスさんではないですよ、名前は。どうですか。コマツハウスさんですか。これ、一遍確認していただけないですかね。

何を言いたいかというところですね、システムハウスさんというふうな部分とですね、ダイワリースさんで約600つくれるというお話を聞いてます。つくられたということでもいいですけども、ここが、コマツハウスさんがですね、もし無償提供ということであれば、そのシステムハウスさんですね、これ、多分、同じ、名前変わった部分、一緒の部分でいいんですかねという部分ですね、をちょっと確認していただきたいという分とですね、ダイワリースさんの分はですね、今度、4億9,000万、設計されてるのはダイワリースさんじゃないですかね。よろしいですか、お答えしていただいて。

○議長（稲田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長森田でございます。2回目の質問にお答えいたします。

済みません、私は、設計というのがどれだけの部分を設計というかというのが、ちょっと詳しく分からないところではございますが、見積りの段階ではですね、ダイワリースさんをお願いしているということでございます。

○議長（稲田忠則君） 8番野田議員。

○8番（野田祐士君） いえ、もう一つ教えてください。

○議長（稲田忠則君） もう一つ。何を。

○8番（野田祐士君） コマツさんとシステムハウスさんが一緒だろうか。

○総務課長（森田 茂君） 済みません、それは確認したいと思います。

○議長（稲田忠則君） それは確認したいということで。

○8番（野田祐士君） じゃ、結構です。

○議長（稲田忠則君） いいですか。

○8番（野田祐士君） はい、いいです。

○議長（稲田忠則君） ほかにありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 済みません、もう終わりだと思うんですけども。14番中村です。

議案第49号益城町一般会計補正予算中25ページ、今何名かが質問した部分ですが、この4億9,030万という金額を見たときにですね、仮設でも木造か何かでちゃんとするのかなど。そうしたら、やっぱりプレハブという。そういうことになるとちょっと桁が違うんじゃないかというように気がするんですが、このリース代の算出ですね、今さっき、設計図はまだできてないかと言われたんですけど、だったらどういうふうにしてこのリース代を算出をされたのか、その辺を教えていただきたい。

そして、この広さ、広さはまだちょっと検討中だとかと言われてよったけど、大体の広さは考えてないこの金額も出てこないだろうと思うんですけども、大体の広さはどれぐらいなのか。その辺を教えていただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。中村議員の御質問にお答えいたします。

済みません、設計というのがですね、私、どれぐらいのレベルが設計というのか、ちょっと確認できないんですが、広さはですね、3,090.8平米でございます。3,090.8平米でございます。で、2階建てのプレハブ。予算がですね、もちろん4億9,000万ところで、補助等は当然のところはあるわけでございますけども、一つ、農地をお借りして建てるというところで、くいを打たなくてはいけないというところで、予算的には高くなったというところはあると思います。

○議長（稲田忠則君） 14番中村議員。

○14番（中村健二君） 広さが、今のはちょっとどういう算出方法なのかがお答えがなかった。どういうふうにして算出したかというのが、このリース代についてどういう方法で算出したのか。普通の建設であるならば、設計図等があるんで、それから積算ができるんですけど、どういう方法で算出されたのか、その辺、今、お答えになかったと思うんですけども、3,000平米って。3,000平米であるならば、平米単価の16万、約、坪単価にするなら50万ぐらいになるんじゃないかなと思うんですよね。かなり、くい打ちが高いのは分かりますけど、4億9,000万というのはちょっと異常な高価じゃないかなと。これは別のあれだけど、広安西小学校の増築した費用が幾らか御存じですかね。第1期工事、第2期工事。合わせて3億6,000万ぐらいしかかかってないですよ。1期工事、2期工事合わせて建築工事であんな家が建つんですよ。それで4億9,000万というのはちょっとやっぱり高いと感じるのは普通じゃないですかね。異常に高いという。プレハブだか

ら、どのようなプレハブを使われるのか、こういうやつを使われるのか。今、仮庁舎のごつして使ってる、あれは2,500万ぐらいですかね、プレハブが。あれが2,500万ぐらい。あの10倍にしても2億5,000万ですよ。何かがあって、それプラスどれくらいあるのかどうか知りませんが、ちょっと余りにも高過ぎるんじゃないかなと思うんですけど、それはそれとして、さっき言った算出方法についてちょっと答えてもらいたいし、平米数が出てるということは、平面図か何かの図面がなければ平米数もそんな3,090.8なんてぴしゃっと出らんはずですから、平面図か何かちゃんとあるとだろうとは思いますがね。

それから、これだけの金額になればですよ、5,000万以上超せば、請負契約の締結については議会を通さないかんですね、当然。それはどぎゃんなとととですかね。その辺をちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。中村議員2回目の御質問にお答えいたします。

見積書等はいただいておりますので、その中で仮設庁舎の分とかですね、リース料とか、それから、終わった後の解体料とかですね、それを含めた金額というところで金額をいただいております。

それから、設計というのが、どのレベルの設計かというところで、私も判断迷っているところではございますけども、ちゃんとした設計は今からだと思いますが、一応、その面積が3,090と出てますので、平面図とかそこら辺はあると思います。

それから、5,000万を超える場合ですけども、工事費の場合が議会の議決が必要とされてますが、これ、工事費ではなくて賃借料でございますので、必要はございません。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 14番中村議員。

○14番（中村健二君） これ、当然、入札でやるんですかね。入札だったら、入札の方法はどのような方法でやるわけですかね。これ、リースだったら議会にはかけんでよかろうばってんな。だけん、工事費そのものは幾らかかつかない。工事費もとってあるだろうと思う。リース代だけじゃないと思うんですよ。多分、建築費というのがとってあると思うんです。恐らく建築費もあるはず。使用後の解体費用なんかも組み込まれてるんじゃないかな。そうでないところぎゃん金額は出らんと思うんですよ。もう1回、入札の方法と、それから、本当に議会にはかけんでいいのか、その辺を。

○議長（稲田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。中村議員3回目の御質問にお答えいたします。

今の段階では見積もりをとっておりますので、その段階でこの見積もりでの積算していただいでる予算計上としております。

それから、賃借料がこの金額でございますので、工事費ではございませんので、議会の議決は今回は要らなかったというところで。

○14番（中村健二君） 工事費ば払う分。それは見積もりば出してもらおうとよかばってんな。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（宮崎金次君） 議長、動議を提出します。休憩の動議を提出します。

○議長（稲田忠則君） ただいまですね、宮崎議員から休憩の動議が提出されました。
お諮りいたします。

この動議に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。規定以上ですね、賛成がありましたので、この動議は成立いたしました。休憩の動議が成立しましたので、休憩をとることについて採決をとります。

休憩をとることについて賛成の方は起立お願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数であります。よって休憩をとることに可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後4時38分

再開 午後4時58分

○議長（稲田忠則君） それではですね、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで会議時間の延長をいたします。本日の会議は午後5時までに終わらないようでございますので、時間延長をいたします。よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩します。

5時20分から会議を開きます。

休憩 午後4時58分

再開 午後5時20分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程追加。

ただいま、宮崎議員から議案第49号「平成28年度益城町一般会計補正予算（第3号）」に対する修正案の動議が提出されました。この動議の提出に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） この動議は、賛成者がありましたので成立しました。

議案第49号「平成28年度益城町一般会計補正予算（第3号）」に対する修正案の動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立多数です。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として可決されました。

ここで暫時休憩いたします。5時30分から開会いたします。ここで暫時休憩します。

休憩 午後5時20分

再開 午後5時30分

追加日程第1 議員提出第7号 議案第49号「平成28年度益城町一般会計補正予算(第3号)」に対する修正案について

○議長(稲田忠則君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1、議案第49号「平成28年度益城町一般会計補正予算(第3号)」に対する修正案についてを議題とします。

提出者議員の説明を求めます。

宮崎議員。

○9番(宮崎金次君) 9番宮崎でございますが、今回の修正案について提案理由の説明をいたします。

まず、議員提出第7号は、平成28年度益城町一般会計補正予算(第3号)の修正案であります。

まず、修正項目ですが、平成28年度益城町一般会計補正予算(第3号)の25ページ、11款災害復旧費5項その他公共施設公用施設災害復旧費1目その他公共施設公用施設災害復旧費14節の使用料及び賃借料の仮設庁舎賃借料4億9,030万円を削除することです。このため、第1表のお手持ちの資料で見いただきますと、次の別紙になりますが、歳入歳出の項で減額、第1表の町債補正のほうで仮設庁舎建設災害復旧事業債4億9,030万円を削除しております。修正の理由ですが、今、町は災害からの復旧・復興のため、1円でも辛抱し、町民の生活や町の産業を取り戻すため、最大限に努力をしなければならない時期だと思います。たとえかなりの補助金が県や国から出るにしても、町民の目線から見れば、町は自分たちのことだけ考えていると思われ、なかなか賛同を得られないのではないかと思います。特に、これまで使用していた庁舎をこれからどうするのか、今、とりあえず役場業務をしている場所ではもう少しの間業務はできないのか、さらに、将来のまちづくりはどうなるのか、これらの検討がなされ、町として方向性が出れば、仮設庁舎の意味づけができると思われませんが、今の中途半端な段階での仮設庁舎の建設には賛成しかねるのであります。以上、私は、まず、町民の現状から、町民の目線を見た場合、とても町が計画している仮設庁舎のことが現段階で理解されるとは思いませんし、さらに、今後、町としてどうするのかが決まっていない段階で仮設庁舎を建設するのは、時期尚早と考えます。よって、今回の補正予算から新たな仮設庁舎関連経費を削除すべきだと思います。以上で説明を終わります。

○議長(稲田忠則君) 提出者議員の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はございませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、議案第49号の修正案につきまして反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

12番坂田議員。

○12番（坂田みはる君） 12番坂田みはるでございます。

ただいま議案第49号平成28年度益城町一般会計補正予算（第3号）について修正案が出されましたが、これについての反対討論を行います。

議案第49号について修正案が提出されています仮設庁舎賃借料につきましては、今後、益城町が震災から復旧・復興していくために必要な予算だと考えています。現在、役場の各部署は、中央公民館、プレハブ庁舎、ユニットハウスなどに分散し、業務に必要な事務機器、机やキャビネ、文書等も満足に置けない状況の中で業務を行っています。また、公民館では、狭い通路に窓口に来られた方、多くの町民の皆様をお待たせしており、会計課では、安全面から現金による納付ができません。また、駐車場も十分確保ができてなく、町民の皆様に変な御迷惑をおかけしている状況です。さらに、今後、他自治体から50名を超える派遣職員の応援を得て、町の災害復旧業務を行うことから、十分な職場スペースの確保が必要になります。また、町長は、本庁舎の建設は町民の皆様の復興が済んだ後、最後になると明言されており、実際には仮設庁舎の賃借期間が5年以上になると想定されています。予算計上されております2年間の賃借料は4億9,032万円ですが、5年間の賃借料見積もりは5億7,132万円となっており、3年目以降の賃借料は年間2,700万円と、町の負担はかなり軽減されています。また、財政面でも、役場仮設庁舎賃借料の財源は、充当率100%の一般単独災害復旧事業債であり、47.5%から85.5%の交付税措置があります。益城町の場合、震災の被害が大きいため85.5%の交付税措置が見込まれ、町の負担は14.5%になると思われれます。以上の理由から、町民の皆様の利便性を図り、益城町の復旧・復興にスピード感を持って取り組むため、その基盤となる仮設庁舎の建設は絶対に必要でありますので、この修正案に対する議案に対しては反対するものであります。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

1番上村幸輝議員。

○1番（上村幸輝君） 1番上村です。私は、議員提出第7号平成28年度益城町一般会計補正予算（第3号）の修正案に賛成する立場から意見を述べます。

私は、次の2点から修正案に賛成いたします。

まず1点目は、議員の皆様も御存じのように、我が町の現状は、今回の未曾有の災害から立ち直るための復旧・復興にまだまだ着手したとはとても言えない状態にあります。一部仮設住宅が完成したとは言え、まだまだ避難所や倒壊した家の近くに仮の小屋やビニールハウスの劣悪な環境のもとで生活しておられる方もたくさんおられます。このような背景の中で、町民の便宜のため

とは言え、現時点で約5億円という仮設庁舎を建設するというのはいかがなものなのか。とても町民に理解してもらえないのではないかと思います。

2点目は、損壊を受けた庁舎や議会棟を修理するのか、建てかえるのか、まだまだ町としての方向が定まっていないこの時期になぜ仮設庁舎を建てるのか、私には少し時期が早いのではないかと思います。確かに、庁舎が著しく損傷を受けた宇土市や大津町では、仮設庁舎を建設しているようですが、我が町の庁舎は数年前に多額の費用をかけて耐震性を強化したばかりであり、今後、町としての庁舎をどうするのかという方向性を出した後、必要があれば仮設庁舎を検討すればよいのではないかと考えます。

以上のことから、私は、議員提出第7号平成28年度益城町一般会計補正予算書（第3号）の修正案に賛成いたします。以上、終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで議案第49号の修正案に対する討論を終わります。

続きまして、議案第49号の修正案を除く原案についての討論に入ります。

まず、修正案を除く原案に反対の方の発言を許します。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしとみなします。ないようですので、これで議案第49号の修正案を除く原案に対する討論を終わります。

これより議案第49号「平成28年度益城町一般会計補正予算（第3号）」に対する修正案について採決いたします。

本案は、修正案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数であります。よって、「平成28年度益城町一般会計補正予算（第3号）」に対する修正案については可決されました。

次に、議決した分を除く原案について採決します。

修正部分を除く原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって、修正部分を除く原案については、原案のとおり可決されました。

これより議案第49号を除く議案に対しての討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第33号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第2号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から議案第53号「益城町家庭的保育事業等の

設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」までの20議案を採決いたします。

初めに、議案第33号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第2号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から議案第48号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第17号「平成28年熊本地震による被災者に対する益城町税等の減免に関する条例の制定について」までの16議案について採決いたします。

この採決は起立によって行います。原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第33号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第2号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から議案第48号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第17号「平成28年熊本地震による被災者に対する益城町税等の減免に関する条例の制定について」までの16議案については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第50号「平成28年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」から議案第53号「益城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」までの4議案について採決いたします。

この採決は起立によって行います。原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第50号「平成28年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」から議案第53号「益城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」までの4議案については、原案のとおり可決されました。

野田議員。

○8番（野田祐士君） 休憩動議を求め、議会運営委員会の開催を要求いたします。

○議長（稲田忠則君） ただいま休憩動議が提出されました。賛同される議員、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長（稲田忠則君） 1名以上の賛同がございましたので、休憩動議といたします。

それではですね、午後6時から開会いたします。

休憩 午後5時45分

再開 午後6時00分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程追加。

ただいま野田祐士議員から災害復興特別委員会の設置について動議が提出されました。この動

議に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。この動議は、賛成者が全員でございましたので成立いたしました。

災害復興特別委員会の設置についての動議を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。この動議を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに可決されました。

ここで暫時休憩します。6時15分から始めます。

休憩 午後6時01分

再開 午後6時05分

追加日程第2 議員提出第8号 災害復興特別委員会の設置について

○議長(稲田忠則君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第2、「災害復興特別委員会の設置について」を議題とします。

提出者議員の説明を求めます。

8番野田祐士議員。

○8番(野田祐士君) 8番野田です。災害復興特別委員会の設置について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

机にお配りの資料のほうを読ませていただいて説明にかえさせていただきたいと思います。災害復興特別委員会の設置。

1、目的。平成28年4月に発生した熊本大震災による甚大な被害に対して、町執行部と緊密な連携のもと、全町を挙げて復旧・復興に取り組むため、本会議に災害復興特別委員会を設置する。

2、主要な業務。1、町執行部が行う復興計画等の作成に対して、議会としての意見を取りまとめ執行部へ通知。2、町執行部が行う復興等に関する情報を議員へ提供。3、国や県等への復興等に関する要望の取りまとめ。4、その他議長の指示事項。

3、委員会の組織。1、委員、全議員。2、役員、委員会で選任し議長が指名する。委員長1名、副委員長1名、理事4名。

4、開催。月1～2回を基準に、町執行部に連携して開催。

5、細部実施要項は、第1回災害復興特別委員会時に決定する。

そのまま、提案理由について補足いたします。

議員提案第8号災害復興特別委員会の設置について御説明いたします。皆様も御承知のように、

この4月14日、16日の熊本大震災により我が町は甚大な被害を受けました。この甚大な被害から全町を挙げて復旧・復興に取り組むことが求められております。このため、本議会に全員参加型の災害復興特別委員会を設置して、計画作成段階から作成実行の段階まで、町執行部と親密な連携のもとに迅速、着実な町の復旧・復興に寄与することが大切であります。本特別委員会の主要な業務は先ほど述べたとおりでございます。また、本特別委員会の設置により、議員を通じた町民の意見や要望の反映、執行部の考えを町民に伝えることなどを通じて、町の復興業務の着実な推進が図れるものと思われまますので、議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 提出者議員の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はございませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより、「災害復興特別委員会の設置について」を採決いたします。

討論なし。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 御異議なしと認めます。よって「災害復興特別委員会の設置について」は、原案のとおり可決されました。

日程第27 議員提出第4号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書

○議長（稲田忠則君） 日程第27、議員提出第4号「被災者生活再建支援法の改正を求める意見書」についてを議題といたします。

提出者議員の説明を求めます。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 9番宮崎です。

議員提出第4号、被災者生活再建支援法の改正を求める意見書について、提案者として意見書の朗読をもって説明とさせていただきます。

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書。

被災者生活再建支援法は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自然災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するための被災者生活再建支援金を支給し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。今回の熊本地震は、最大震度7の激震が2度も発生し、全壊世帯、大規模半壊世帯に加え、引き続き余震により長期にわたる避難を余儀なくされている世帯も多数に及びなど、その被害も深刻な様相を呈している。被災した住民の生活再建のためには、特に、住宅再建に対する手厚い支援が求められており、国によるさらなる支援及び制度の拡充が必要で

ある。よって、住民の生活安定と早期復興のため、下記の事項について措置を講じられるよう強く要望する。

記1、全額国庫による被災者生活再建支援制度にかかわる特例基金を創設すること。2番目に、被災者生活再建支援金について。生活再建と住宅再建は、合わせた現行の最大300万円の支給額を引き上げること。3、支給対象となる世帯の範囲については、被災した世帯の実情に応じた柔軟な対応を可能にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見を提出する。平成28年7月26日。熊本県上益城郡益城町議会。衆議院議長大島理森様。参議院議長山崎正昭様。内閣総理大臣安倍晋三様。財務大臣麻生太郎様。内閣府特命担当大臣防災担当河野太郎様。以上であります。

○議長（稲田忠則君） 提出者議員の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

○議長（稲田忠則君） これより、議員提出第4号「被災者生活再建支援法の改正を求める意見書」についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議員提出第4号「被災者生活再建支援法の改正を求める意見書」については原案のとおり可決されました。

日程第28 議員提出第5号 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書

○議長（稲田忠則君） 日程第28、議員提出第5号「平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書」についてを議題といたします。

提出者議員の説明を求めます。

17番荒牧昭博議員。

○17番（荒牧昭博君） 17番荒牧です。

議員提出第5号平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書。

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成28年7月26日提出。提出者議員荒牧昭博。賛成者議員渡辺誠男。賛成者議員中川公則。

朗読をもってかえさせていただきます。

平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置等を求める意見書（案）。

平成28年4月14日夜及び16日未明に立て続けに2度の震度7を観測した平成28年熊本地震によ

り、熊本都市圏や阿蘇地域を中心に多数の家屋倒壊や大規模な土砂崩れなど、県内の広い範囲にわたり極めて甚大な被害が発生した。特に、我が益城町は、町の存続をも危ぶまれるほどの被害が発生し、今も終わりになき余震に苦しめられている。地震発生直後から、国、県をはじめ関係者の協力を得ながら、町を挙げて全力で対応してきたが、今後の復旧・復興事業には莫大な経費が生じることとなり、特に、自主財源に乏しく脆弱な財政基盤である市町村は、危機的な財政状況に陥ることが懸念される。しかも、今後必要となる復旧・復興に向けた対応を考えると、到底現行の補助制度や地方財政制度の下では予算編成ができず、震災復興が見えない。今後、地方自治体が財政面で安心感を持って復旧・復興にしっかり取り組んでいくためには、国による財政支援への明確な担保と長期的支援が必要である。よって、国におかれては、新たな補助制度の創設や補助率のかさ上げなど、財政措置及び地方負担金分を極小化するための特別交付税の別枠措置など、東日本大震災を踏まえた財政負担等に係る特別な立法措置を講じられるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年7月26日。熊本県上益城郡益城町議会。

衆議院議長大島理森様。参議院議長山崎正昭様。内閣総理大臣安倍晋三様。財務大臣麻生太郎様。総務大臣高市早苗様。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 提出者議員の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議員提出第5号「平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書」についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議員提出第5号「平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書」については原案のとおり可決されました。

日程第29 議員提出第6号 行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書

○議長（稲田忠則君） 日程第29、議員提出第6号「行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書」についてを議題といたします。

提出者議員の説明を求めます。

12番坂田みはる議員。

○12番（坂田みはる君） 12番坂田でございます。

議員提出第6号行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書。

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成28年7月26日提出。提出者議員坂田みはる。賛成者議員富田徳弘。賛成者議員中村健二。

それでは、案文の朗読をもってかえさせていただきます。

行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書。

平成28年熊本地震は、4月14日の前震と同16日の本震という2度にわたる激震と、いまだ続く余震によって行政庁舎をはじめとした県や市町村の施設、設備に大きな被害をもたらした。特に、我が益城町は、役場庁舎をはじめとして文教施設等の被害が甚大なものとなっている。今回の地震により、県、市町村の行政庁舎等はあらゆる災害時に地域防災のかなめとして機能し、人命救助や避難者支援など、防災対策の指令塔としての役割を果たさなければならないことが改めて明らかになった。そのためには、庁舎等は単なる復旧ではなく、地域にとって真に必要な防災拠点機能をあわせ持った災害に強いものとする必要がある。しかし、今後、復旧・復興に膨大な費用が必要となる中、行政庁舎等の再建については、現行制度上、機能強化等を含め補助制度がないため、地方単独事業として実施する必要がある。災害に強い復旧・復興を進める上で大きな障壁となっている。これらのことから、国におかれては、行政庁舎等の再建について、東日本大震災のときの支援も踏まえ、ちゅうちょなく災害復旧と防災機能の強化に取り組めるよう、下記事項について特別な措置を講じることを強く要望する。

記。1、行政庁舎等の再建において応急工事や調査、仮設庁舎の建設も含めた国庫補助制度を創設すること。2、あらゆる災害において防災拠点機能を発揮できるよう、行政庁舎等の耐震化を含む拠点機能の充実等に要する費用について国庫補助制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年7月26日。熊本県上益城郡益城町議会。

衆議院議長大島理森様。参議院議長山崎正昭様。内閣総理大臣安倍晋三様。財務大臣麻生太郎様。総務大臣高市早苗様。内閣府特命担当大臣防災担当河野太郎様。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 提出者議員の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議員提出第6号「行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書」についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議員提出第6号「行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書」については原案のとおり可決されました。

日程第30 議員派遣の件

○議長（稲田忠則君） 日程第30、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣についてはお手元に配付しておりますとおり派遣することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに決定いたしました。

日程第31 閉会中の継続調査の件

○議長（稲田忠則君） 日程第31、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第70条の規定により、別紙継続調査一覧表のとおり閉会中の継続調査の申し出があっております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。

これで平成28年第2回益城町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後6時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員

平成28年第2回益城町議会定例会目次

○7月26日（第1日）

出席議員	3
欠席議員	3
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	3
説明のため出席した者の職・氏名	3
開会・開議	3
・黙禱	
・諸般の報告（議席配付）	
日程第1 会議録署名議員の指名について	4
日程第2 会期の決定について	4
日程第3 報告第1号 平成27年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	4
日程第4 報告第2号 平成27年度益城町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6
日程第5 報告第3号 益城町土地開発公社の経営状況の報告について	6
日程第6 議案第33号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第2号 平成27年度益城町一般会計補正予算（第6号）	9
日程第7 議案第34号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第3号 平成27年度益城町介護保険特別会計補正予算（第4号）	9
日程第8 議案第35号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第4号 平成27年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第4号）	9
日程第9 議案第36号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第5号 益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について	9
日程第10 議案第37号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第6号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	9
日程第11 議案第38号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第7号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	9
日程第12 議案第39号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第8号 益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育	9

		事業等の保育料に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	
日程第13	議案第40号	専決処分の報告並びにその承認を求めることについて …………… 9 専決第9号 益城町立幼稚園保育料等条例の一部を改正する 条例の制定について	
日程第14	議案第41号	専決処分の報告並びにその承認を求めることについて …………… 9 専決第10号 平成28年度益城町一般会計補正予算（第1号）	
日程第15	議案第42号	専決処分の報告並びにその承認を求めることについて …………… 9 専決第11号 平成28年度益城町公共下水道特別会計補正予算 （第1号）	
日程第16	議案第43号	専決処分の報告並びにその承認を求めることについて …………… 9 専決第12号 平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計補 正予算（第1号）	
日程第17	議案第44号	専決処分の報告並びにその承認を求めることについて …………… 9 専決第13号 平成28年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）	
日程第18	議案第45号	専決処分の報告並びにその承認を求めることについて …………… 10 専決第14号 平成28年度益城町一般会計補正予算（第2号）	
日程第19	議案第46号	専決処分の報告並びにその承認を求めることについて …………… 10 専決第15号 益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定 について	
日程第20	議案第47号	専決処分の報告並びにその承認を求めることについて …………… 10 専決第16号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	
日程第21	議案第48号	専決処分の報告並びにその承認を求めることについて …………… 10 専決第17号 平成28年熊本地震による被災者に対する益城町 税等の減免に関する条例の制定について	
日程第22	議案第49号	平成28年度益城町一般会計補正予算（第3号） …………… 10	
日程第23	議案第50号	平成28年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） …… 10	
日程第24	議案第51号	平成28年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号） …………… 10	
日程第25	議案第52号	平成28年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第2号） …… 10	
日程第26	議案第53号	益城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について …………… 10	
追加日程第1	議員提出第7号	議案第49号「平成28年度益城町一般会計補正予算 （第3号）」に対する修正案について …………… 64	
追加日程第2	議員提出第8号	災害復興特別委員会の設置について …………… 68	
日程第27	議員提出第4号	被災者生活再建支援法の改正を求める意見書 …………… 69	

日程第28	議員提出第5号	平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を 求める意見書	70
日程第29	議員提出第6号	行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を 求める意見書	71
日程第30	議員派遣の件		73
日程第31	閉会中の継続調査の件		73
閉会			73